

青少年の携帯電話等の利用問題に関する 全国教育委員会調査結果報告書

平成21年10月

群馬大学社会情報学部
メディア環境と青少年問題研究プロジェクト

目 次

◇青少年の携帯電話等の利用問題に関する調査結果

I. 問題と目的	1
II. 方法	2
III. 結果と考察	4
IV. まとめと提言	39

<付票>

1. 調査票（青少年の電話等利用問題に関する全国市町村教育委員会調査）	45
1. 調査票（青少年の電話等利用問題に関する 全国指定都市・都道府県教育委員会調査）	53

I. 問題と目的

高度情報社会における情報メディアの発達めざましく、私たちの生活に多大な利便性を提供しているが、児童生徒の教育という観点から考えた場合、良好な環境を提供しているとは必ずしも言いがたい、というよりはかなり危険な新たな環境を提供している面が生じて来ているのではないだろうか。昨今、大きな問題としてクローズアップされている子どもの携帯電話使用の問題は、まさに、全国的な取り組みが行われはじめたことが報道されている。

文科省は全国の政令指定都市・都道府県教育委員会にたいして青少年の携帯電話への「フィルタリングの普及促進のための啓発活動の依頼（平成 20 年 3 月 21 日）」や「携帯電話等の利用の実態の把握、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化（平成 20 年 7 月 25 日付け通知）」、そして、本年 1 月には「学校における携帯電話等の取扱いについて」（通知）で、文科省の指針を参考にして、「基本的な方針を定め、児童生徒及び保護者に周知し、児童生徒への指導」を行うよう促している。

本調査は、こうした状況の中で、子どもたちの生活が営まれる学校や家庭という社会にたいして主導的な役割を果たしていると考えられる教育委員会における携帯電話等についての基本的な考えを明らかにすることを第一の目的としている。

青少年の携帯電話の使用の最終的責任者は、仮に、その保護者にあるとしても、青少年の日常生活全般に深く関わっている学校の姿勢、そしてその学校を指導助言する教育委員会の基本的な考え方が青少年の携帯電話等の使用状況を深い関係があるものと考えられるからである。

全国の教育委員会は、市町村合併に伴って大幅に減少したが、私たちが調べた範囲では、平成21年1月現在、市町村教育委員会が約 1800、指定都市・都道府県教育委員会が 64 となっている。それぞれの教育委員会は、こうした児童・生徒の携帯電話使用についてどのように対処しようとしているのであろうか。

繰り返しになるが、本調査は、いまや国民的課題となっている、青少年の携帯電話・インターネット等の使用問題について、わが国の公教育の要としての全国の教育委員会の取組の現状を把握し、今後の課題等を明らかにすることを第 1 の目的としている。そして、まさに、官民学が一体となった具体的な対策について知恵を出し合うことへの一つの提案をしたいと考えている。

Q 1 6	加害者への指導	】	
Q 1 7	被害者への指導	】	
Q 1 8	ネットトラブル（小中）	=	Q 1 4 ネットトラブル（高校）
Q 1 9	ネットトラブルの情報源】		
Q 2 0	トラブルの内容	=	Q 1 5 トラブルの内容（高校）
Q 2 1	加害者への指導	】	
Q 2 2	被害者への指導	】	
Q 2 3	学校に対する指導（小中）	=	Q 1 6 高校への指導
Q 2 4	防止策	=	Q 1 7 防止策
			【Q 1 8 現在・今後の取り組み

* 「＝」 共通の質問事項。

「】」は、市町村教育委員会のみ。

「【」は、指定都市都道府県教育委員会のみ。

3. 調査方法

調査票は全対象教育委員会に郵送し、回答は郵便による返送もしくはインターネットによるサイトでの回答のいずれかを選択していただいた。

4. 調査期間

平成 21 年 3 月～ 4 月中旬

Ⅲ. 結果と考察

結果は、以下に述べるとおりであるが、簡潔のためにまず、「回答状況の概要」についてのべ、その後に、個別質問項目ごとのデータを掲載することにした。

結果は、まず、(A) 全国の政令指定都市・都道府県教育委員会 (64 教育委員会) と、(B) 全国の市町村教育委員会 (1743 教育委員会) について、同一の質問項目に関しては比較しながら結果を示し、それぞれの教育委員会に対する独自の質問項目も合わせて報告する。

全国指定都市・都道府県教育委員会からの回答は、47 票で回収率は 73.4 %、全国市町村教育委員会からの回答は 591 票で、回収率は 33.9 %であった。

1) 2009 年 1 月 30 日発表の文科省の「学校への携帯電話持ち込み」に関する指針について

今年 1 月 30 日に文科省は、以下のような「学校への携帯電話持ち込み」に関する文科省の指針を全国の教育委員会に通知した。

その概要は以下の通り。

(1) 小学校及び中学校

- 1 小学校・中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止に
- 2 保護者からの申請などの例外も認められるが、校内使用禁止
登校の際に預かるなどで教育活動に支障がないように配慮すること

(2) 高等学校

- 1 校内における使用の一律禁止など校内での使用の禁止
- 2 学校、地域の実態を踏まえて、学校への持ち込み禁止を

こうした文科省の携帯電話の「学校への持ち込み原則禁止／校内使用禁止」という指針について、Q1 の小問 a) ～ f) の 6 点についての考えを尋ねた。

結果は、表－1 A ～表－7 B (A は、指定都市都道府県教育委員会の回答、B は市町村教育委員会の回答を示す) に示してある。

<回答の概要>

a) 「携帯電話問題」は、基本的に家庭に責任があるので、学校での措置としては妥当である。

このことに関しては、指定都市都道府県教育委員会 (以下、都道府県教委と略) と市町村教育委員会 (以下、市町村教委と略) とも、97 %以上が肯定している。

b) この指針どおりにすれば、学校における児童生徒の「携帯電話問題」は、基本的に解決できる。

しかし、「携帯電話問題」は、これですべてが解決するかといえば、「そう思わない」がそれぞれ、都道府県教委では 81 %、市町村教委では 62 %を越えている。

c) この指針によって、「学校への持ち込み禁止」を保護者に説明するのが容易になった。

ただ、いわば「文科省のお墨付き」ということであろうか、「学校への持ち込み禁止」を保護者に説明するのが容易になったようで、都道府県教委で 91.1%、市町村教委で 87.8 %がそのように回答している。

d) 「携帯電話等利用問題」は、基本的にインターネット接続に伴って生じている問題だから、学校で使用禁止の措置をとっても、あまり効果がない。

学校への持ち込み禁止だけでは、問題は解決されないとする回答がの過半数を越えていたが（上記 b）、都道府県教委の 65.9 %、市町村教委の 64.6 %が「あまり効果がない」と考えている。

e) 今回の指針をきっかけとして、モバイルゲームやブログ、プロフなどインターネットへの接続問題に取り組んでいくことが必要である。

そして、携帯電話問題の本質としてインターネット接続問題があることを都道府県教委は 100 %、市町村教委で 96.8 %とほとんどの教委が理解していることがわかる。

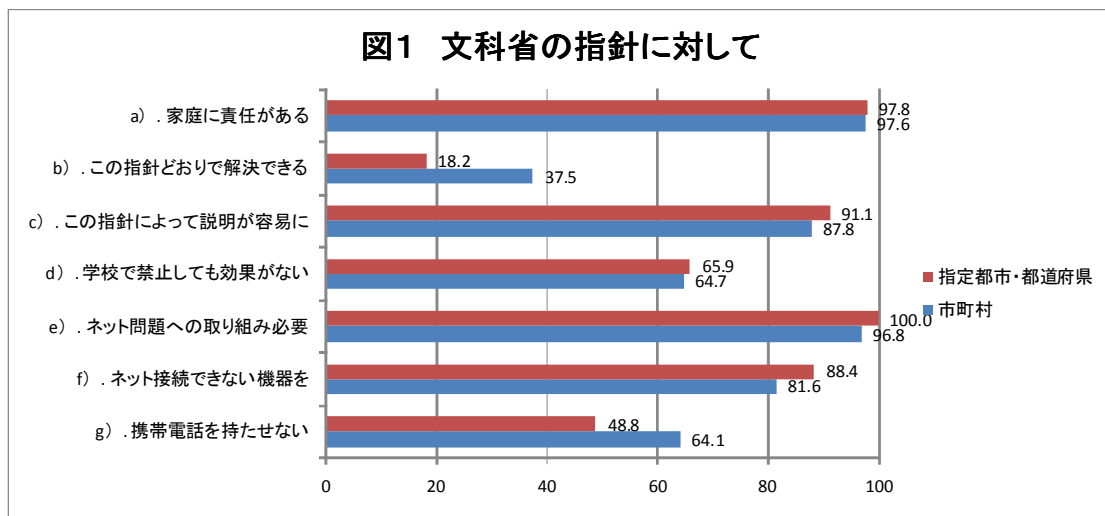
f) 児童生徒に携帯電話を持たせるなら、ショートメールと電話機能に限定した、インターネットに接続できない機器を持たせるべきである。

したがって、問題解決の方向はといえば、「インターネットに接続できない機器」を使用させることが 1 つの案であるが、この案について肯定する意見は、指定都市・都道府県教委（88.4%）と市町村教委（81.6%）で、ともに 80 %を越えている。

g) 真に児童生徒を「携帯電話等利用問題」から守るには、児童生徒に携帯電話を持たせないことである。

そして、子どもの携帯問題から守ることができるもっとも確実な方法は、「携帯電話を持たせない」ことなのであるが、「児童生徒に携帯電話を持たせない」を首肯するのは、都道府県教委では 48.8%、市町村教委では 64.1%となっている。市町村教委の方がやや高いのは、対象学年の特性によるものといえよう。都道府県教委では、51.2%が「持たせない」ことで解決できるとは考えていない。

これら、a) ～ g) までの結果を図示すると、図1 のようになる。



＜各項目への回答状況＞

a) 「携帯電話問題」は、基本的に家庭に責任があるので、学校での措置としては妥当である。

この項目に対する回答の選択肢は、①そう思う、②ややそう思う、③ややそう思わない、④そう思わない、の4肢であり、回答は択一方式である。

表－1 A 携帯問題の責任は家庭にある（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	33	70.2	73.3
2. ややそう思う	11	23.4	24.4
3. ややそう思わない	1	2.1	2.2
4. そう思わない	0	.0	.0
合計	45	95.7	100.0
無回答	2	4.3	
合計	47	100.0	

表－1 B 携帯問題の責任は家庭にある（市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	498	84.3	84.6
2. ややそう思う	77	13.0	13.1
3. ややそう思わない	11	1.9	1.9
4. そう思わない	3	.5	.5
合計	589	99.7	100.0
無回答	2	.3	
合計	591	100.0	

- b) この指針どおりにすれば、学校における児童生徒の「携帯電話問題」は、基本的に解決できる。

表一 2 A 児童生徒の「携帯電話問題」は解決可能（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	2	4.3	4.5
2. ややそう思う	6	12.8	13.6
3. ややそう思わない	10	21.3	22.7
4. そう思わない	26	55.3	59.1
合計	44	93.6	100.0
無回答	3	6.4	
合計	47	100.0	

表一 2 B 児童生徒の「携帯電話問題」は解決可能（市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	54	9.1	9.2
2. ややそう思う	166	28.1	28.3
3. ややそう思わない	158	26.7	26.9
4. そう思わない	209	35.4	35.6
合計	587	99.3	100.0
無回答	4	.7	
合計	591	100.0	

- c) この指針によって、「学校への持ち込み禁止」を保護者に説明するのが容易になった。

表一 3 A 保護者への説明が容易に（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	17	36.2	37.8
2. ややそう思う	24	51.1	53.3
3. ややそう思わない	3	6.4	6.7
4. そう思わない	1	2.1	2.2
合計	45	95.7	100.0
無回答	2	4.3	
合計	47	100.0	

表一 3 B 保護者への説明が容易に（市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	232	39.3	39.5
2. ややそう思う	284	48.1	48.3
3. ややそう思わない	47	8.0	8.0
4. そう思わない	25	4.2	4.3
合計	588	99.5	100.0
無回答	3	.5	
合計	591	100.0	

- d)「携帯電話等利用問題」は、基本的にインターネット接続に伴って生じている問題だから、学校で使用禁止の措置をとっても、あまり効果がない

表－４Ａ 学校で禁止してもあまり効果がない（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	10	21.3	22.7
2. ややそう思う	19	40.4	43.2
3. ややそう思わない	8	17.0	18.2
4. そう思わない	7	14.9	15.9
合計	44	93.6	100.0
無回答	3	6.4	
合計	47	100.0	

表－４Ｂ 学校で禁止してもあまり効果がない（市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	121	20.5	20.6
2. ややそう思う	258	43.7	44.0
3. ややそう思わない	139	23.5	23.7
4. そう思わない	68	11.5	11.6
合計	586	99.2	100.0
無回答	5	.8	
合計	591	100.0	

- e) 今回の指針をきっかけとして、モバイルゲームやブログ、プロフなどインターネットへの接続問題に取り組んでいくことが必要である

表－５Ａ これを契機にインターネット接続問題に取り組むべき

（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	36	76.6	81.8
2. ややそう思う	8	17.0	18.2
3. ややそう思わない	0	.0	.0
4. そう思わない	0	.0	.0
合計	44	93.6	100.0
無回答	3	6.4	
合計	47	100.0	

表－５Ｂ これを契機にインターネット接続問題に取り組むべき

（市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	415	70.2	70.6
2. ややそう思う	154	26.1	26.2
3. ややそう思わない	13	2.2	2.2
4. そう思わない	6	1.0	1.0
合計	588	99.5	100.0
無回答	3	.5	
合計	591	100.0	

- f) 児童生徒に携帯電話を持たせるなら、ショートメールと電話機能に限定した、インターネットに接続できない機器を持たせるべきである。

表－６Ａ 児童生徒にはインターネットに接続できない機器をもたせるべき

(指定都市都道府県教委)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	23	48.9	53.5
2. ややそう思う	15	31.9	34.9
3. ややそう思わない	3	6.4	7.0
4. そう思わない	2	4.3	4.7
合計	43	91.5	100.0
無回答	4	8.5	
合計	47	100.0	

表－６Ｂ 児童生徒にはインターネットに接続できない機器をもたせるべき

(市町村教育委員会)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	259	43.8	44.1
2. ややそう思う	220	37.2	37.5
3. ややそう思わない	78	13.2	13.3
4. そう思わない	30	5.1	5.1
合計	587	99.3	100.0
無回答	4	.7	
合計	591	100.0	

- g) 真に児童生徒を「携帯電話等利用問題」から守るには、児童生徒に携帯電話を持たせないことである

表－７Ａ 児童生徒に携帯電話を持たせないことが最良 (指定都市都道府県教委)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	9	19.1	20.9
2. ややそう思う	12	25.5	27.9
3. ややそう思わない	8	17.0	18.6
4. そう思わない	14	29.8	32.6
合計	43	91.5	100.0
無回答	4	8.5	
合計	47	100.0	

表－７Ｂ 児童生徒に携帯電話を持たせないことが最良 (市町村教育委員会)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. そう思う	185	31.3	31.5
2. ややそう思う	192	32.5	32.7
3. ややそう思わない	127	21.5	21.6
4. そう思わない	84	14.2	14.3
合計	588	99.5	100.0
無回答	3	.5	
合計	591	100.0	

2) 教育委員会独自の指導方針について

文科省の指針は指針として、各教育委員会段階で独自に所管の各学校に対する指導の状態について、次の3点について尋ねた。質問項目番号は、「市町村教育委員会」に対するものに依拠し、それに対応する「指定都市都道府県教育委員会」の質問項目は()の中に記載してある。

- (1) 各学校用指導方針について
 - Q 2 (Q 2) 指導方針 (小学校)
 - Q 3 (Q 3) 指導内容 (小学校)
 - Q 4 (Q 4) 指導方針 (中学校)
 - Q 5 (Q 5) 指導内容 (中学校)
 - (Q 6) 指導方針 (高校)
 - (Q 7) 指導内容 (高校)
- (2) 児童生徒の携帯問題についての実態調査について、
 - Q 6 (Q 8) 実態調査
- (3) 各学校への指導状況について。
 - Q 7 (Q 9) 指導の徹底
 - Q 8 指導の徹底 (中学校)

まず、これらの項目ごとに回答の概要をまとめておく。

<回答の概要>

(1) 各学校用指導方針とその内容について

<指導方針の作成状況>

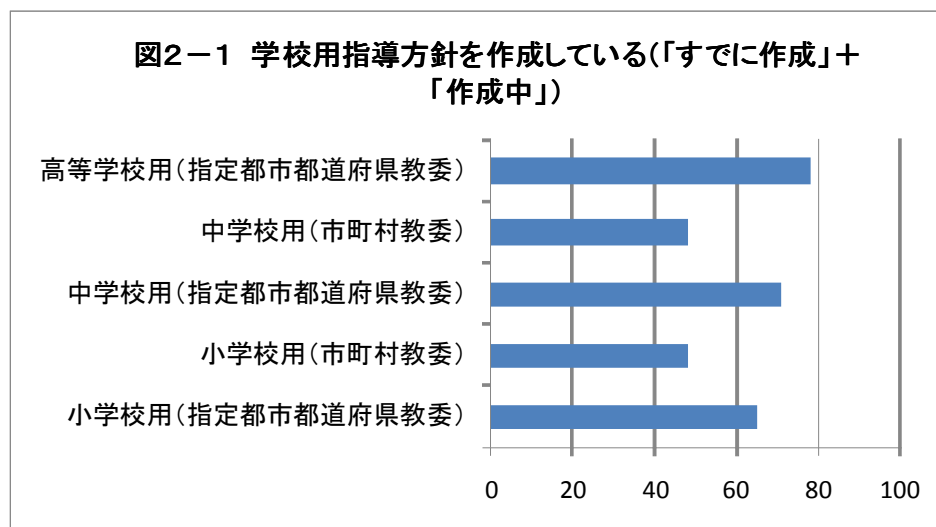
小学校用の指導方針の作成状況は、「すでに作成」と「目下、作成中」を合わせたものは都道府県教委で 68.8%、市町村教委で 48.4%でやや隔たりが見られる。

中学校用の指導方針でも、都道府県教委では 71.1%、市町村教委では 48.4%であり、小学校の場合と同様の傾向を示している。

その主な理由は、市町村教委では「各学校に任せている」が 37.5% (小学校)、37.2% (中学校) と 4 つの選択肢のなかでもっとも高率であることに求められよう。因みに、道府県教委では「各学校に任せている」は 6.7% (小・中学校とも) に過ぎない。

高等学校用の指導方針の作成状況は、82.2%と高率であるが、「各学校に任せている」も 17.4%と、小学校 (37.5%) と中学校 (6.7%) との中間に位置していることがおもしろい。

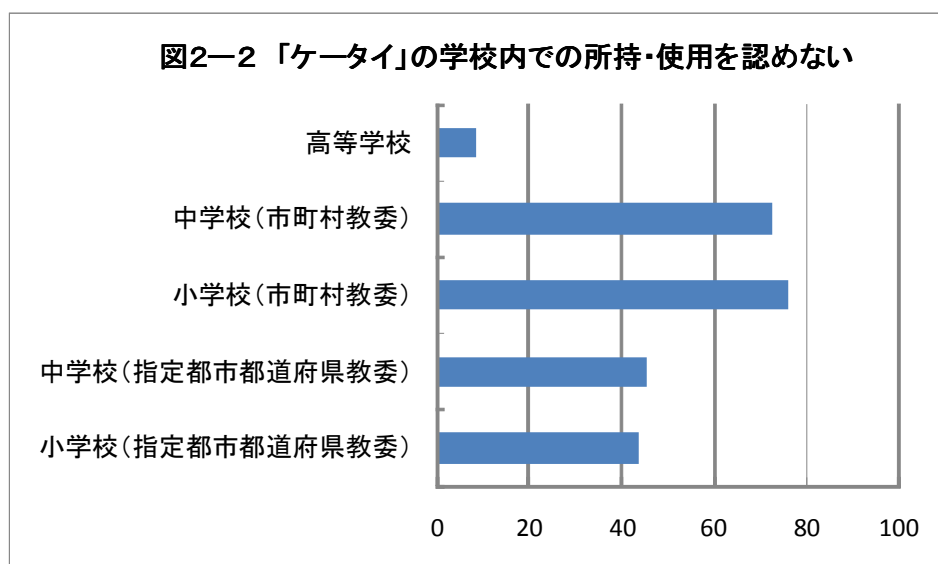
これらを図示すると、図 2-1 のようになる。

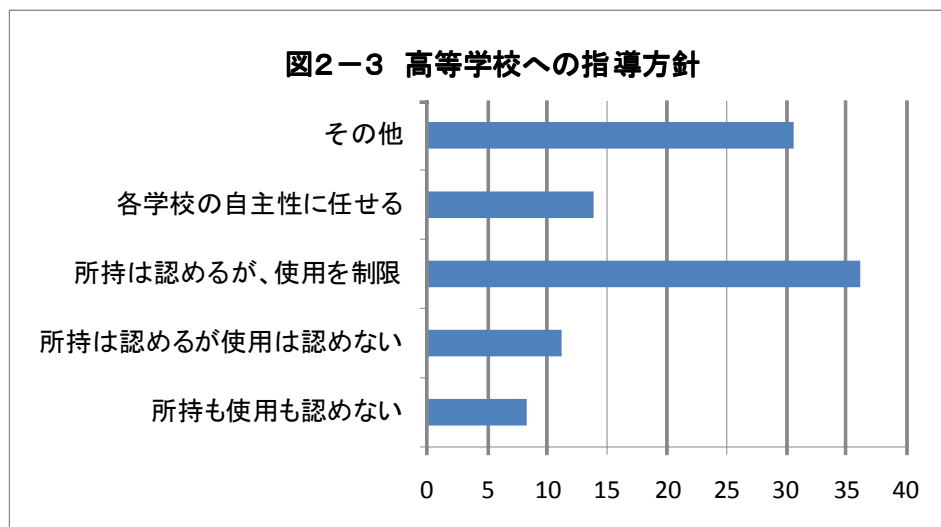


＜指導方針の内容＞

児童生徒の学校での携帯電話の使用を認めるかどうかについては、小学校児童に対しては「所持も使用も認めない」が、都道府県教委では 43.8%であるのに対して、市町村教委では 71.8%とかなり高くなっている。中学校生徒に対しては、都道府県教委で 45.5 %、市町村教委で 72.7%となっていて、市町村教委の方が小・中学校とも 70 %を越えていることが特徴的である（図2－2参照）。

しかし、高等学校になると、図2－3に示してあるように、「所持も使用も認めない」は 8.3 %ともっとも低くなり、「所持は認めるが、使用を制限する」が 36.1%（都道府県教委）となってくる。この他、「所持は認めるが使用を制限する」は、11.1%であった。



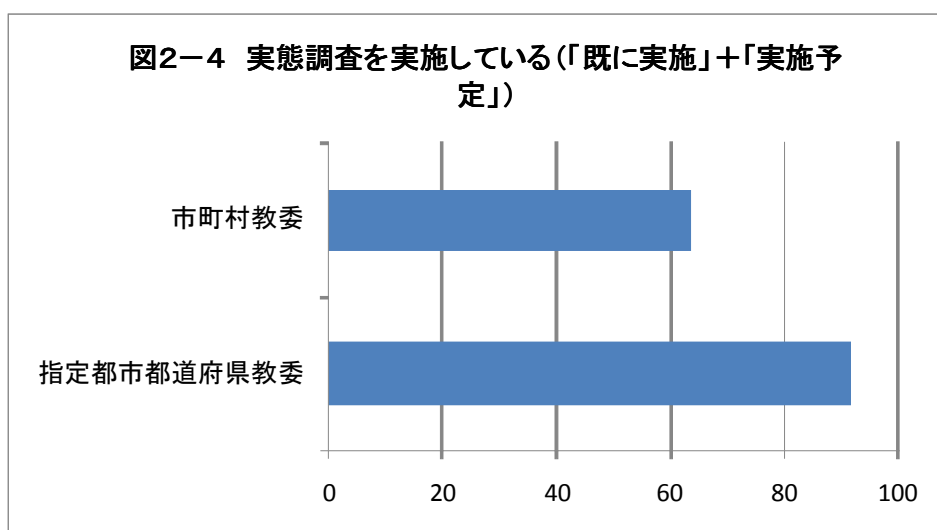


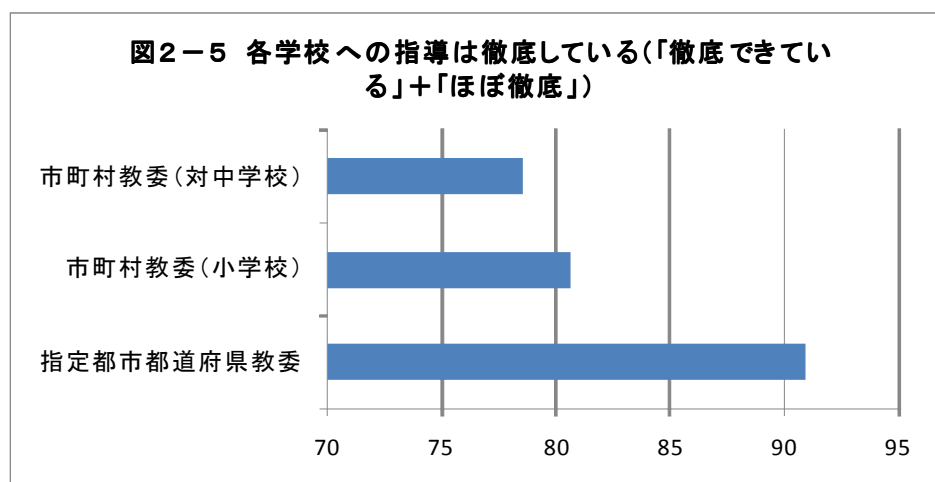
(2) 児童生徒の携帯問題についての実態調査について

児童生徒の携帯電話の使用実態調査は、図2-4に示してあるように、「すでに実施済み」が都道府県教委で85.1%、「実施予定」が6.4%で、実施する方向としては90%を越えている。市町村教委では「すでに実施済み」は53.6%、「実施予定」が10.1%で、合わせて60%を越えるくらいである。」

(3) 各学校への指導状況について

教育委員会所管の学校に対する指導状況については、都道府県教委で「徹底できている」が34.1%、「ほぼ徹底できている」が56.8%で、合わせて90.9%が「徹底できている」となる。これに対して、市町村教委では、それぞれ37.3%、43.3%（対小学校）、33.1%、45.5%（対中学校）となり、それぞれ10ポイントほど低くなっている。これを図示すると、図2-5のようになる。





＜各項目への回答状況＞

Q2 (Q2) 小学校用の指導方針について

- ① すでに作成してある+② 目下、作成中である
 ③ 各学校の自主性にまかせてあるので作るつもりはない、
 ④ その他 ()

表-8A 小学校用の指導方針の作成状況 (指定都市都道府県教委)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. すでに作成	29	61.7	64.4
2. 目下、作成中	2	4.3	4.4
3. 各学校に任せている	3	6.4	6.7
4. その他	11	23.4	24.4
合計	45	95.7	100.0
無回答	2	4.3	
合計	47	100.0	

表-8B 小学校用の指導方針の作成状況 (市町村教育委員会)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. すでに作成	196	33.2	34.1
2. 目下、作成中	82	13.9	14.3
3. 各学校に任せている	215	36.4	37.5
4. その他	81	13.7	14.1
合計	574	97.1	100.0
無回答	17	2.9	
合計	591	100.0	

Q3 (Q3) 小学校に対する指導方針の基本的内容は、次のどれに当てはまりますか。

- ① 学校内での所持も使用も一切認めない
 ② 学校内での所持は認めるが、学校内での使用については一切認めない
 ③ 学校内での所持は認めるが、使用については制限する
 ④ 各学校の自主性にまかせる
 ⑤ その他 ()

表－９Ａ 小学校に対する指導方針の基本的内容（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセ
1. 所持も使用も認めない	14	29.8	43.8
2. 所持はみとめるが使用は認めない	0	.0	.0
3. 所持は認めるが、使用を制限	1	2.1	3.1
4. 各学校の自主性に任せる	1	2.1	3.1
5. その他	16	34.0	50.0
合計	32	68.1	100.0
非該当／無回答	15	31.9	
合計	47	100.0	

表－９Ｂ 小学校に対する指導方針の基本的内容（市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセ
1. 所持も使用も認めない	229	38.7	71.8
2. 所持はみとめるが使用は認めない	14	2.4	4.4
3. 所持は認めるが、使用を制限	4	.7	1.3
4. 各学校の自主性に任せる	14	2.4	4.4
5. その他	58	9.8	18.2
合計	319	54.0	100.0
非該当／無回答	272	46.0	
合計	591	100.0	

Q4（Q4） 中学校用の指導方針について

- ① すでに作成してある
 ② 目下、作成中である
 ③ 各学校の自主性にまかせてあるので作るつもりはない
 ④ その他（ ）

表－１０Ａ 中学校用の指導方針の作成状況（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. すでに作成	30	63.8	66.7
2. 目下、作成中	2	4.3	4.4
3. 各学校に任せている	3	6.4	6.7
4. その他	10	21.3	22.2
合計	45	95.7	100.0
無回答	2	4.3	
合計	47	100.0	

表－１０Ｂ 中学校用の指導方針の作成状況（市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. すでに作成	197	33.3	34.3
2. 目下、作成中	81	13.7	14.1
3. 各学校に任せている	214	36.2	37.2
4. その他	83	14.0	14.4
合計	575	97.3	100.0
無回答	16	2.7	
合計	591	100.0	

Q5（Q5） 中学校に対する指導方針の基本的内容は、次のどれに当てはまりますか

- ① 学校内での所持も使用も一切認めない
 ② 学校内での所持は認めるが、学校内での使用については一切認めない
 ③ 学校内での所持は認めるが、使用については制限する
 ④ 各学校の自主性にまかせる
 ⑤ その他（ ）

表－１１Ａ 中学校用の指導方針の内容（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 所持も使用も認めない	15	31.9	45.5
2. 所持はみとめるが使用は認めない	0	.0	.0
3. 所持は認めるが、使用を制限	1	2.1	3.0
4. 各学校の自主性に任せる	1	2.1	3.0
5. その他	16	34.0	48.5
合計	33	70.2	100.0
非該当／無回答	14	29.8	
合計	47	100.0	

表－１１Ｂ 中学校用の指導方針の内容（市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 所持も使用も認めない	237	40.1	72.7
2. 所持はみとめるが使用は認めない	12	2.0	3.7
3. 所持は認めるが、使用を制限	5	.8	1.5
4. 各学校の自主性に任せる	16	2.7	4.9
5. その他	56	9.5	17.2
合計	326	55.2	100.0
非該当／無回答	265	44.8	
合計	591	100.0	

（Q6） 高等学校用の指導方針について

- ① すでに作成してある
 ② 目下、作成中である
 ③ 各学校の自主性にまかせてあるので作るつもりはない
 ④ その他（ ）

表－１２Ａ 高等学校用の指導方針の作成状況（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. すでに作成	34	72.3	73.9
2. 目下、作成中	2	4.3	4.3
3. 各学校に任せている	8	17.0	17.4
4. その他	2	4.3	4.3
合計	46	97.9	100.0
無回答	1	2.1	
合計	47	100.0	

(Q7) 高等学校に対する指導方針の基本的内容は、次のどれに当てはまりますか

- ① 学校内での所持も使用も一切認めない
- ② 学校内での所持は認めるが、学校内での使用については一切認めない
- ③ 学校内での所持は認めるが、使用については制限する
- ④ 各学校の自主性にまかせる
- ⑤ その他 ()

表－13A 高等学校用の指導方針の内容 (指定都市都道府県教委)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 所持も使用も認めない	3	6.4	8.3
2. 所持はみとめるが使用は認めない	4	8.5	11.1
3. 所持は認めるが、使用を制限	13	27.7	36.1
4. 各学校の自主性に任せる	5	10.6	13.9
5. その他	11	23.4	30.6
合計	36	76.6	100.0
非該当／無回答	11	23.4	
合計	47	100.0	

Q6 (Q8) 貴教育委員会独自に児童生徒の携帯電話使用等の実態調査を実施されましたか。当てはまるものに○をつけてください。

- ① 既に実施済みである
- ② 実施予定である
- ③ 実施する予定はない

表－14A 児童生徒の携帯電話使用実態調査について (指定都市都道府県教委)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 既に実施済みである	40	85.1	85.1
2. 実施予定である	3	6.4	6.4
3. 実施する予定はない	4	8.5	8.5
合計	47	100.0	100.0
無回答	0	.0	
合計	47	100.0	

表－14B 児童生徒の携帯電話使用実態調査について (市町村教育委員会)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 既に実施済みである	313	53.0	53.5
2. 実施予定である	59	10.0	10.1
3. 実施する予定はない	213	36.0	36.4
合計	585	99.0	100.0
無回答	6	1.0	
合計	591	100.0	

Q7, Q8 (Q9) 携帯電話の所持や使用等についての貴教育委員会の各学校への指導状況は、次のどれに当たりますか。当てはまるものに○をつけてください。

- ① 徹底できている
 ② ほぼ徹底できている 80.6 %
 ③ なかなか徹底できない
 ③ 徹底するのは困難である
 ⑤ 各学校がすでに方針を作成しているので徹底する必要はない

表－１５Ａ 各学校への指導状況について（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 徹底できている	15	31.9	34.1
2. ほぼ徹底できている	25	53.2	56.8
3. なかなか徹底できない	1	2.1	2.3
4. 徹底するのは困難	0	.0	.0
5. 徹底する必要はない	3	6.4	6.8
合計	44	93.6	100.0
無回答	3	6.4	
合計	47	100.0	

表－１５Ｂ 各学校への指導状況について（対小学校、市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 徹底できている	218	36.9	37.3
2. ほぼ徹底できている	253	42.8	43.3
3. なかなか徹底できない	10	1.7	1.7
4. 徹底するのは困難	3	.5	.5
5. 徹底する必要はない	100	16.9	17.1
合計	584	98.8	100.0
無回答	7	1.2	
合計	591	100.0	

表－１５Ｃ 各学校への指導状況について（対中学校、市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 徹底できている	193	32.7	33.1
2. ほぼ徹底できている	265	44.8	45.5
3. なかなか徹底できない	22	3.7	3.8
4. 徹底するのは困難	3	.5	.5
5. 徹底する必要はない	100	16.9	17.2
合計	583	98.6	100.0
無回答	8	1.4	
合計	591	100.0	

3) 情報モラル教育について

情報を扱う場合のルールについては、「情報リテラシー」、「メディアリテラシー」、「インターネットリテラシー」などと「リテラシー」という用語が多用されているが、「情報モラル」は、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」（情報モラルに関する調査報告書、平成 17 年 3 月、財団法人コンピュータ教育開発センター）と定義されているようである。これは、ルールと言うよりは、個々人の心理的倫理的側面に重点をおいたものと言えようが、ここでは、とりあえず、「携帯電話やパソコン等を使ったメールやインターネット上の問題行動等（電子掲示板、ブログ、プロフなどに悪口を書き込まれたり、嫌がらせをするなどや出会い系サイト等へのアクセスによるトラブルなど）を引き起こさないように心がけること」として、こうした側面についての各教育委員会の考え方や「態度」について尋ねた。

質問項目は、大別して、次の 5 点になる。

(1) 情報モラル教育において重点をおいていること

- Q 9 (Q 10) 情報モラル教育の重点
- Q 10 児童生徒へのモラル教育の工夫
- Q 11 保護者へのモラル教育の工夫

(2) 学校裏サイトの認識状況

- Q 12 (Q 11) 学校裏サイト

(3) ネットいじめについて

- Q 13 (Q 12) ネットいじめ
- Q 14 ネットいじめの情報源
- Q 15 (Q 13) いじめのネット機能
- Q 16 ネットいじめの加害者への指導
- Q 17 ネットいじめの被害者への指導（ケア）

(4) ネットトラブルについて

- Q 18 (Q 14) ネットトラブル
- Q 19 ネットトラブルの情報源
- Q 20 (Q 15) ネットトラブルの内容
- Q 21 ネットトラブルの加害者への指導
- Q 22 ネットトラブル被害者へ指導（ケア）
- Q 23 ネットトラブル防止のための対策

(5) ネットいじめ・ネットトラブル対策について

- Q 24 (Q 17) ネットいじめ・ネットトラブル防止策

(6) 現在及び今後のとりくみについて

- (Q 8) 今後どのような側面に力を注がれるか

＜回答の概要＞

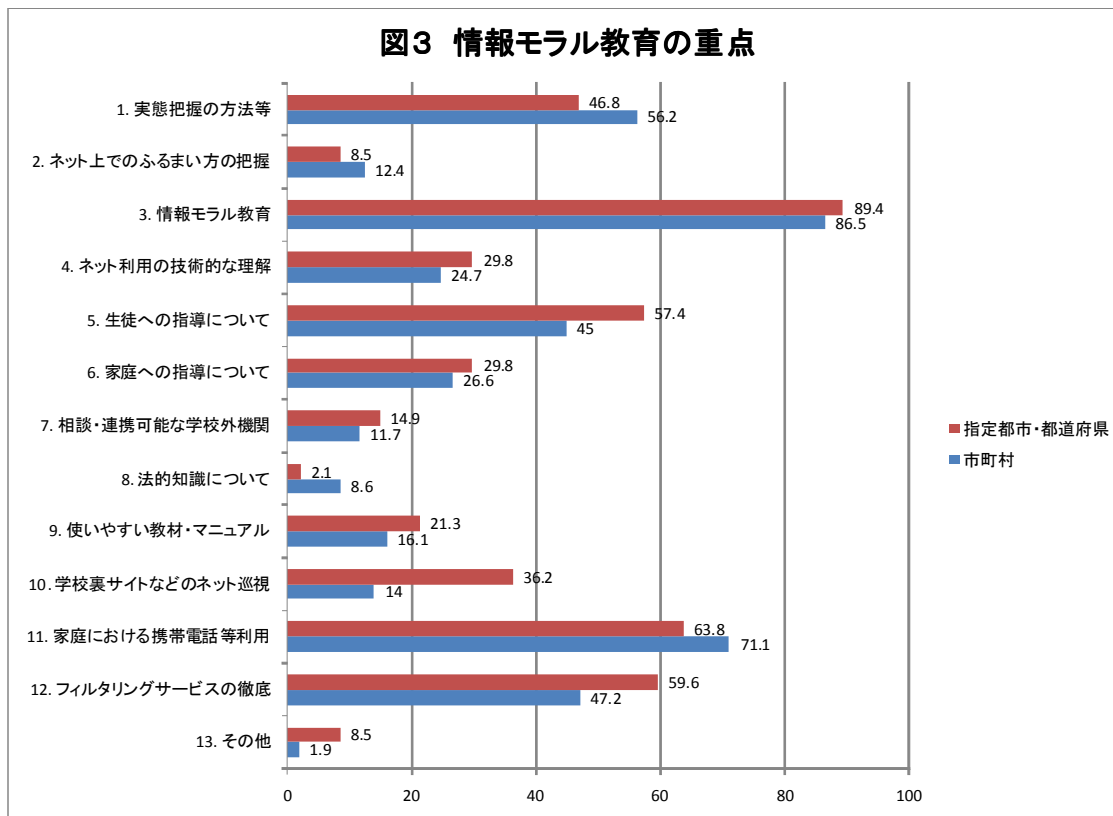
（１）情報モラル教育において重点をおいていること

選択肢は計 13 肢で、あてはまるものすべてを選ぶ複数選択方式で回答していただいたが、当然のことながら、「携帯電話の影の部分の指導に関する情報モラル教育」が都道府県教委（89.4%）、市町村教委（86.5%）とも 80 %を越えて第 1 位となっており、第 2 位もともに、「家庭における携帯電話利用のルール作成」で、それぞれ、63.8 %、71.2%となっている。3 位は、都道府県教委では「家庭におけるフィルタリングサービスの徹底」が 59.6%、第 4 位は、「匿名性や個人情報保護の問題など、生徒指導の徹底」で 57.4%、第 5 位は、「校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立」で 46.8%となっている。市町村教委では、第 3 位が「校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立」で 56.2%、ついで「家庭におけるフィルタリングサービスの徹底」が 47.2%、「匿名性や個人情報保護の問題など、生徒指導の徹底」で 45.0%となっている。市町村教委では「携帯電話使用実態調査」をすでに行っていたのは、53.3%であったから、この傾向は妥当なものと言えるかもしれない。

なお、以下の 2 つの項目は、市町村教育委員会のみに対する設問であるが、「モラル教育の促進のために工夫している」こととしては、「外部の専門家による講演会、研修会を開いた」が 51.5%、「教育委員会関係者が、直接学校に出向いて教職員に説明した」が 16.4%となっている。

また、「保護者への情報モラル等の啓発」については、61.2%が実施したと回答しており、実施予定を含めると 70%を越える。

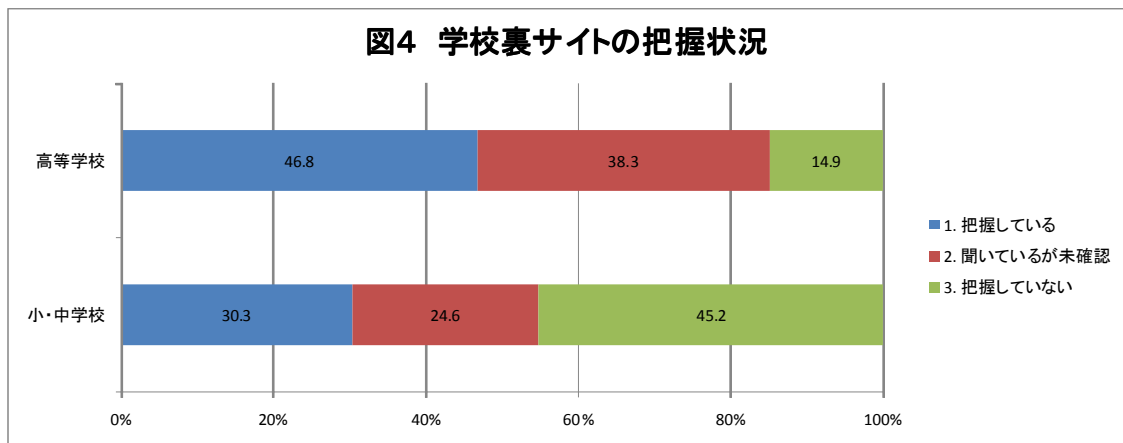
これらの結果を図示すると、図 3 のようになる。この図からは、指定都市・都道府県教育委員会と市町村教育委員会とに情報モラル教育の重点の置き方には差がないことがわかる。



(2) 学校裏サイトの認識状況

各学校の「学校裏サイト」を「把握している」というのは、高等学校関係では、46.8%、小・中学校関係では29.6%となっている。そして、「把握していない」は、高等学校関係では14.9%、小・中学校関係では44.2%となっている。これらの結果を図示すると、図4のようになる

また、「学校裏サイト」が確認された学校数は、回答された教育委員会が所管する高等学校929校のうち、567校で61.0%となっている。同様に中学校1387校のうち429校(30.9%)、小学校2386校のうち122校(5.1%)となっている。このように、「学校裏サイト」は、高等学校で半数以上が開設されているといえよう。



(3) ネットいじめについて

高等学校において「ネットいじめ」があったという報告を受けた教育委員会は、回答された47指定都市・都道府県教育委員会中43教育委員会で、91.5%にものぼっている。これに対して、591市町村教育委員会では約半数の48.4%である(図5参照)。

さらに、「ネットいじめ」があったことがどこから報告されたかという情報源に関しては、市町村教育委員会にのみお聞きしたが、表-21に示してあるように、1位が「被害者の学校の教職員」(70.3%)でもっとも多く、次いで、「被害を受けた本人」(44.4%)、「被害者の保護者」(39.2%)となっている。

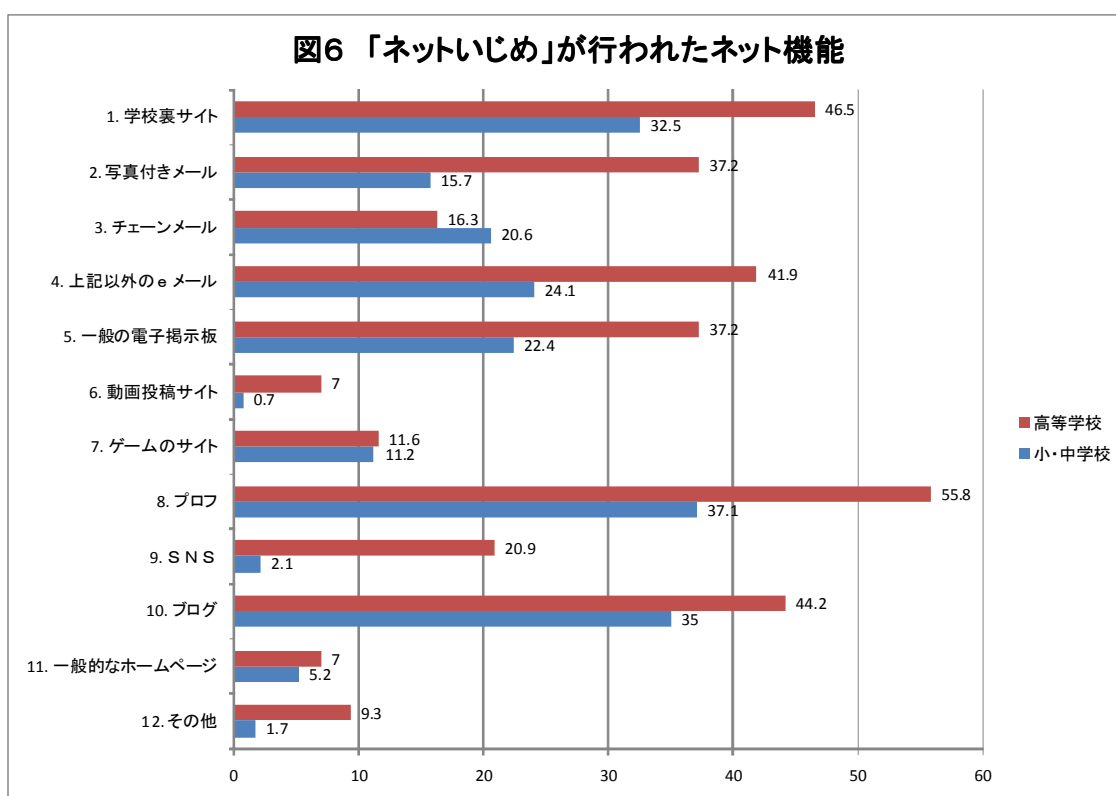
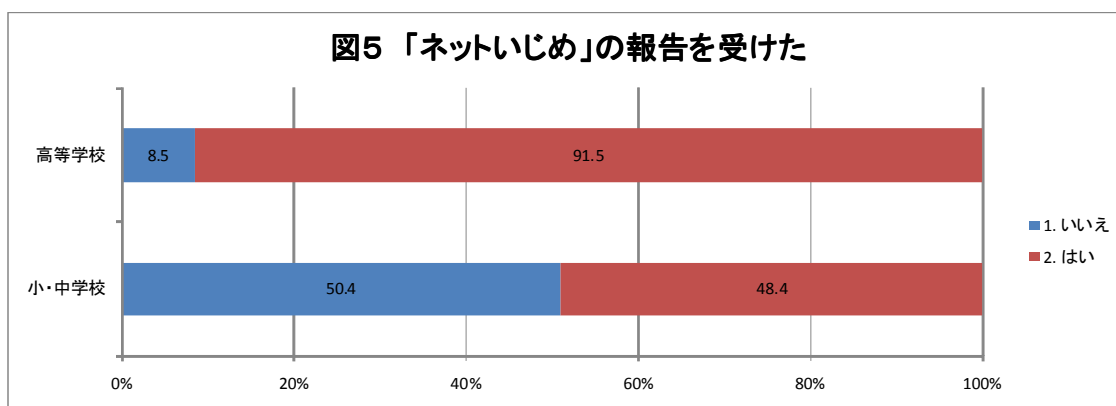
こうしたネットいじめはどのような手段で行われたのであろうか。結果は、表-22A、B及び図6に示してあるが、「高等学校」で第1位は「プロフ」で55.8%、第2位は、「学校裏サイト」で46.5%、次いで「ブログ」の44.2%となっている。「小・中学校」でも第1位は、プロフで37.1%、第2位は「ブログ」の35.0%、第3位は「学校裏サイト」となっている。

このように高等学校の方がネットいじめがあったという報告の割合も高く、学年進行とともにネットいじめの率が高くなっていることがわかる。

ネットいじめが発生した場合、被害者と加害者に対する対処のあり方が重要となるが、「加害者」を特定できないケースは、14.0%であった(表-23)。学校として「加害者」に対処した内容は、「個別指導」が61.9%、「生徒及び保護者への指導」が72.0%で圧倒的に多い。

「被害者」に対する対処では、「生徒及び保護者への指導(ケア)」が75.5%で、ついで「個別指導(ケア)」が67.5%となっている。さらに、特徴的なことは、「カウンセリング担当者等」の対処が44.4%、「警察に相談するよう助言」が23.1%となっていて、被害者とな

った児童生徒の心理を考慮した対応がとられていることが特徴といえよう。



(4) ネットトラブルについて

平成19年度以降に携帯電話やパソコンを使ったチェーンメールや出会い系サイト等へのアクセス、ネットオークションなどによるさまざまなトラブルの発生の報告は、「高等学校」では、66.0%であるのに対し、「小・中学校」ではその半分の31.3%である。これを図示すると図7のようになる。

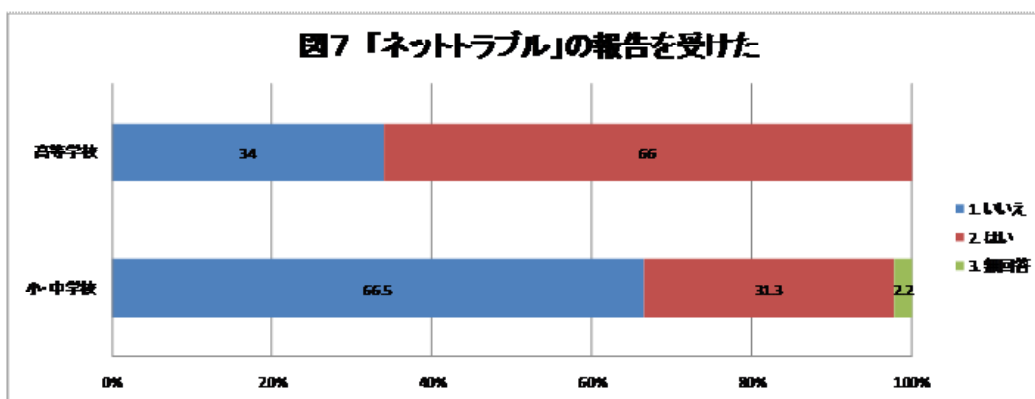
ネットトラブルの内容については、表－27A、B、及び図8に示してあるが、「高等学校」の第1位は、「掲示板等による誹謗・中傷」で74.2%、次いで、「出会い系サイトへの書き込み」と「学校裏サイトなどへの書き込み」がともに41.9%であった。「小・中学校」

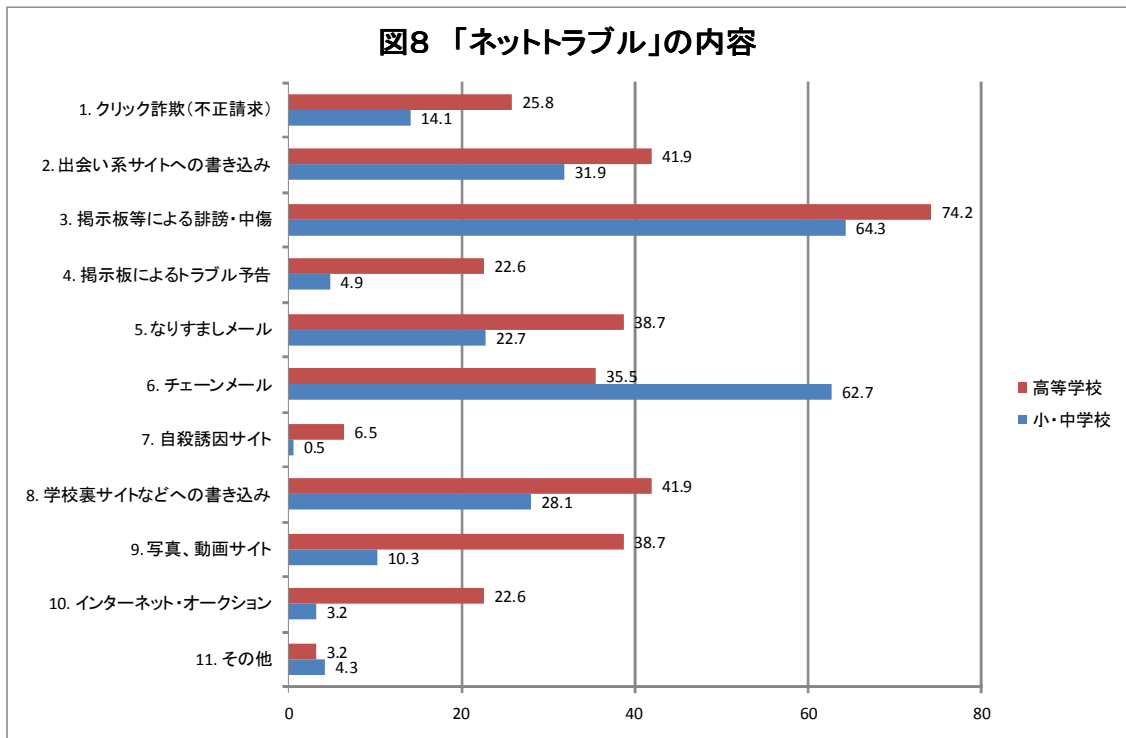
でも第1位は、「掲示板等による誹謗・中傷」で64.3%、次いで「チェーンメール」が64.3%、「出会い系サイトへの書き込み」(31.9%)となっている。

「小・中学校」では、この他、「学校裏サイトなどへの書き込み」が28.1%、「なりすましメール」(22.7%)などが目立っているが、「高等学校」では、20%を超えるネットトラブルは、「なりすましメール」「写真動画サイト」がともに38.7%で、以下「チェーンメール」(35.5%)、クリック詐欺(25.8%)、「掲示板によるトラブル予告」(22.6%)、「インターネット・オークション」(22.6%)と6項目に及んでいることが特徴的である。逆に言えば、私たちが用意した選択肢10項目のうち、「自殺誘因サイト」(6.5%)を除く9項目が20%を超えている。これは、高校生のインターネット利用の範囲の広さをも物語っているといえよう。

ネットトラブルの加害者、被害者のそれぞれに対する学校関係者の対処のあり方は、表28B、29Bに示してあるが、「加害者」に対するものでもっとも多いのが、「生徒及び保護者への指導」で73.0%である。同時に「被害者」に対しても「生徒及び保護者への指導(ケア)」が、82.2%である。

さらに、こうしたネットトラブル問題への対処について、各学校への指導内容については、「高等学校」に対する主なものは、「学校指導者に対する指導」(63.8%)、「学校独自のリーフレット」の作成(53.2%)、「外部講師による講演会」の開催(44.7%)となっている。これに対して「小・中学校」に対しては、「学校指導者に対する指導」(39.8%)で第1位であるが、用意した選択肢8項目のうち、「対処はしなかった」(6.6%)以外は、すべて30%前後であった。これは、学校のあらゆる機会を利用して指導を助言していることの表れであろうと考えられる。

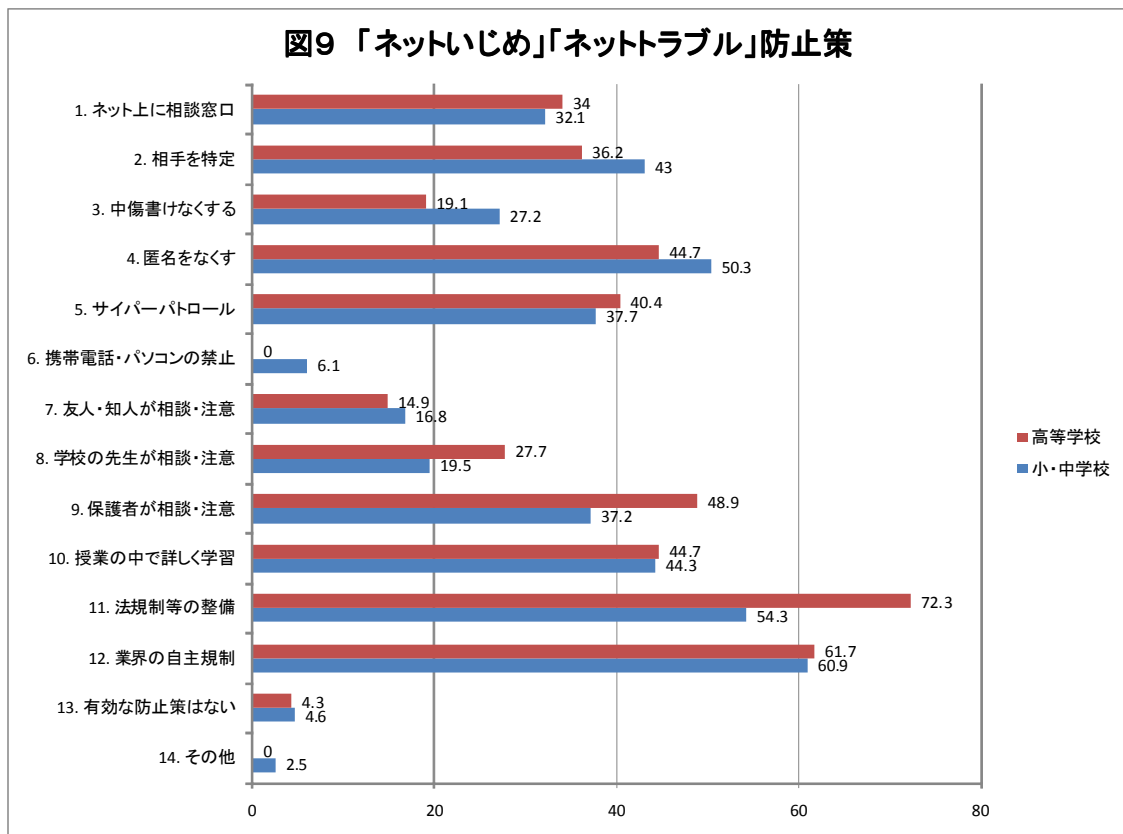




(5) ネットいじめ・ネットトラブル対策について

最後に、こうした「ネットいじめ」や「ネットトラブル」の防止対策については、表3 1-A、B及び図9に示してある。

考えられる13項目の選択肢を用意したが、「携帯電話・パソコンの使用禁止」は、「指定都市都道府県教委」では、皆無であり、「市町村教育委員会」では、6.1%であったことがもつとも特徴的なことであろう。同時に、前者の第1位が「法規制等の整備」(72.3%)、次いで「業界の自主規制」(61.7%)であり、後者の第1位は「業界の自主規制」(60.9%)、「法規制等の整備」(54.3%)であり、ともに、法規制の不備と業界の問題を第一に指摘していることがわかる。



＜各項目ごとの回答状況＞

Q9（Q10）貴教育委員会所管の学校に対する、携帯電話やパソコン等を使ったメールやインターネット上の問題行動等（電子掲示板、ブログ、プロフなどに悪口を書き込まれたり、嫌がらせをするなどや出会い系サイト等へのアクセスによるトラブルなど）の指導に、とくに重点をおかれている点はどのようなものですか。次の①～⑬の中から、当てはまるもの5つまでに○をつけてください。

- ① 校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立について
- ② ネット上での生徒のふるまい方の把握方法について
- ③ 情報モラル教育（とくに携帯電話の「影の部分」の指導）について
- ④ 教員のネット利用に関する技術的な理解の向上（誹謗中傷等の削除方法の難しさ、プロバイダ・サイト管理者の仕組み、携帯電話の操作等）について
- ⑤ 匿名性や個人情報保護の問題など、生徒への指導の仕方について
- ⑥ 匿名性や個人情報保護の問題など、家庭への指導の仕方について
- ⑦ 相談・連携可能な学校外の機関について
- ⑧ 法的知識について（犯罪か犯罪でないかの区別等）
- ⑨ 学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）などのネットパトロールの実施について
- ⑩ 使いやすい教材・マニュアルについて
- ⑪ 家庭における携帯電話等利用のルール作成について
- ⑫ 家庭におけるフィルタリングサービスの徹底について
- ⑬ その他（

表－１６Ａ 情報モラル教育において重点をおいていること

(指定都市都道県教育委員会)

	度数	パーセント
1. 実態把握の方法等	22	46.8
2. ネット上でのふるまい方の把握	4	8.5
3. 情報モラル教育	42	89.4
4. ネット利用の技術的な理解	14	29.8
5. 生徒への指導について	27	57.4
6. 家庭への指導について	14	29.8
7. 相談・連携可能な学校外機関	7	14.9
8. 法的知識について	1	2.1
9. 使いやすい教材・マニュアル	10	21.3
10. 学校裏サイトなどのネット巡視	17	36.2
11. 家庭における携帯電話等利用	30	63.8
12. フィルタリングサービスの徹底	28	59.6
13. その他	4	8.5

表－１６Ｂ 情報モラル教育において重点をおいていること

(市町村教育委員会)

	度数	パーセント
1. 実態把握の方法等	332	56.2
2. ネット上でのふるまい方の把握	73	12.4
3. 情報モラル教育	511	86.5
4. ネット利用の技術的な理解	146	24.7
5. 生徒への指導について	266	45.0
6. 家庭への指導について	157	26.6
7. 相談・連携可能な学校外機関	69	11.7
8. 法的知識について	51	8.6
9. 使いやすい教材・マニュアル	95	16.1
10. 学校裏サイトなどのネット巡視	83	14.0
11. 家庭における携帯電話等利用	420	71.1
12. フィルタリングサービスの徹底	279	47.2
13. その他	11	1.9

表－１７Ｂ 情報モラル教育の促進のために工夫していること

(市町村教育委員会)

	度数	パーセント
1. 外部の専門家による講演会・研修会	302	51.1
2. 教育委員会関係者が教職員に	97	16.4
3. 教育委員会関係者が児童生徒に	43	7.3
4. 教育委員会関係者が保護者に	50	8.5
5. その他	159	26.9

表－１８Ｂ 児童生徒・保護者へのモラル教育等の啓発について

(市町村教育委員会)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 既に実施済である	359	60.7	61.2
2. 実施予定である	53	9.0	9.0
3. 実施する予定はない	175	29.6	29.8
合計	587	99.3	100.0
無回答	4	.7	
合計	591	100.0	

	小学校	パーセント	中学校	パーセント
1. 実施している	322	89.7	335	93.3
2. 実施予定である	37	69.8	49	92.5

※ パーセントは、Ｑ１１の回答数（359，53）に対する割合

Ｑ１２（Ｑ１１） 貴教育委員会所管の高等学校に関する学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）は存在しているでしょうか。当てはまるもの１つに○をつけてください。

① 把握している ② 聞いたことはあるが確認していない ③ 把握していない

表－１９Ａ 学校裏サイトの存在について

(高等学校、指定都市都道府県教育委員会)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 把握している	22	46.8	46.8
2. 聞いているが未確認	18	38.3	38.3
3. 把握していない	7	14.9	14.9
合計	47	100.0	100.0

	所管学校	裏サイト確認校	パーセント
高等学校	929	567	61.0

表－１９Ｂ 学校裏サイトの存在について

(小・中学校、市町村教育委員会)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 把握している	175	29.6	30.3
2. 聞いているが未確認	142	24.0	24.6
3. 把握していない	261	44.2	45.2
合計	578	97.8	100.0
無回答	13	2.2	
合計	591	100.0	

	所管学校	裏サイト確認校	パーセント
小学校	2386	122	5.1
中学校	1387	429	30.9

〈ネット上のいじめについて〉

Q13（Q12）平成19年度以降、携帯電話やパソコンを使ったメールや電子掲示板、ブログ、プロフなどに悪口を書き込まれたり、嫌がらせをするなどの問題行動等（いわゆる「ネットいじめ」。以下「ネットいじめ」）が、貴教育委員会所管の小中学校（高等学校）において発生したという報告を受けことがありますか。

- ① いいえ ② はい

表一20A ネットいじめの報告について（高等学校、指定都市都道府県教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. いいえ	4	8.5	8.5
2. はい	43	91.5	91.5
合計	47	100.0	100.0

表一20B ネットいじめの報告について（小・中学校、市町村教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. いいえ	298	50.4	51.0
2. はい	286	48.4	49.0
合計	584	98.8	100.0
無回答	7	1.2	
合計	591	100.0	

表一21B ネットいじめの情報源について（小・中学校、市町村教育委員会）

	度数	全報告数に対する パーセント	ネットいじめの報告に 対するパーセント
1. 被害を受けた本人	127	21.5	44.4
2. 被害者の保護者	112	19.0	39.2
3. 被害者の友人	31	5.2	10.8
4. 匿名の電話やメール	14	2.4	4.9
5. 被害者の学校の教職員	201	34.0	70.3
6. 被害者の他校の教職員	11	1.9	3.8
7. 警察等関係機関	13	2.2	4.5
8. その他	14	2.4	4.9

Q15 (Q13) その「ネットいじめ」は、次のどのようなネット機能で行われていましたか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ① 学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）
② 写真付きメール
③ チェーンメール
④ 上記以外のeメール
⑤ （いわゆる「学校裏サイト」以外の）一般の電子掲示板
⑥ 動画投稿サイト
⑦ （「モバゲータウン」のような）ゲームのサイト
⑧ ブロフ
⑨ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
⑩ ブログ
⑪ 上記以外の一般的なホームページ
⑫ その他（ ）

表－２２Ａ ネットいじめが行われたネット機能（高等学校、指定都市都道府県教育委員会）

	度数	全回答数に対する パーセント	ネットいじめの報告に 対するパーセント
1. 学校裏サイト	20	42.6	46.5
2. 写真付きメール	16	34.0	37.2
3. チェーンメール	7	14.9	16.3
4. 上記以外の e メール	18	38.3	41.9
5. 一般の電子掲示板	16	34.0	37.2
6. 動画投稿サイト	3	6.4	7.0
7. ゲームのサイト	5	10.6	11.6
8. プロフ	24	51.1	55.8
9. SNS	9	19.1	20.9
10. ブログ	19	40.4	44.2
11. 一般的なホームページ	3	6.4	7.0
12. その他	4	8.5	9.3

表－２２Ｂ ネットいじめが行われたネット機能（小・中学校、市町村教育委員会）

	度数	全回答数に対する パーセント	ネットいじめの報告に 対するパーセント
1. 学校裏サイト	93	15.7	32.5
2. 写真付きメール	45	7.6	15.7
3. チェーンメール	59	10.0	20.6
4. 上記以外の e メール	69	11.7	24.1
5. 一般の電子掲示板	64	10.8	22.4
6. 動画投稿サイト	2	.3	.7
7. ゲームのサイト	32	5.4	11.2
8. プロフ	106	17.9	37.1
9. SNS	6	1.0	2.1
10. ブログ	100	16.9	35.0
11. 一般的なホームページ	15	2.5	5.2
12. その他	5	.8	1.7

表－２３Ｂ ネットいじめの加害者への対処について（小・中学校、市町村教育委員会）

	度数	全回答数に対する パーセント	ネットいじめの報告に 対するパーセント
1. 個別指導	177	29.9	61.9
2. 生徒及び保護者への指導	206	34.9	72.0
3. カウンセリング担当者等	79	13.4	27.6
4. 警察に相談	61	10.3	21.3
5. 医療域間、相談機関の紹介	16	2.7	5.6
6. 加害者が特定できなかった	40	6.8	14.0
7. 学校の自主判断にまかせた	69	11.7	24.1
8. その他	19	3.2	6.6

表－２４Ｂ ネットいじめの被害者への対処について（小・中学校、市町村教育委員会）

	度数	全回答数に対する パーセント	ネットいじめの報告に 対するパーセント
1. 生徒に対する個別指導（ケア）	193	32.7	67.5
2. 生徒・保護者に対する指導（ケア）	216	36.5	75.5
3. カウンセリング担当者等	127	21.5	44.4
4. 警察に相談するよう助言	66	11.2	23.1
5. 生徒と警察に同行して相談	12	2.0	4.2
6. 医療機関、相談機関を紹介	19	3.2	6.6
7. 学校の自主的判断	79	13.4	27.6
8. その他	11	1.9	3.8

〈ネット上の違法・有害情報について〉

Ｑ１８（Ｑ１４） 平成１９年度以降、携帯電話やパソコンを使ったチェーンメールを回したり、出会い系サイト等へのアクセスによるインターネット上の問題行動等（いわゆる「ネットトラブル」。以下「ネットトラブル」）が、貴教育委員会の所管の小中学校（高等学校）で発生したという報告を受けたことがありますか。当てはまるもの１つに○をつけてください。

① いいえ ② はい

表－２５Ａ ネットトラブルの発生について（高等学校、指定都市都道府県教育委員会）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. いいえ	393	66.5	68.0
2. はい	185	31.3	32.0
合計	578	97.8	100.0
無回答	13	2.2	
合計	591	100.0	

表－２６Ｂ ネットトラブルの発生の情報源について（小・中学校、市町村教育委員会）

	度数	全報告数に対する パーセント	ネットトラブルの報告 に対するパーセント
1. 被害を受けた本人	84	14.2	45.4
2. 被害者の保護者	68	11.5	36.8
3. 被害者の友人	15	2.5	8.1
4. 匿名の電話やメール	6	1.0	3.2
5. 被害者の学校の教職員	139	23.5	75.1
6. 被害者の他校の教職員	5	.8	2.7
7. 警察等関係機関	17	2.9	9.2
8. その他	10	1.7	5.4

Q20 (Q15)「そのネットトラブル」とは、次のうちどんなものでしたか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ① クリック詐欺（不正請求）に関するもの
- ② 出会い系サイトへの書き込みに関するもの
- ③ 掲示板等による誹謗・中傷の書き込みに関するもの
- ④ 掲示板によるトラブル予告に関するもの
- ⑤ なりすましメールに関するもの
- ⑥ チェーンメールに関するもの
- ⑦ 自殺誘引サイトに関するもの
- ⑧ 学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）への書き込みに関するもの
- ⑨ 写真、動画サイトに関するもの
- ⑩ インターネット・オークションなどの取引に関するもの
- ⑪ その他（ ）

表一27A ネットトラブルの内容について（高等学校、指定都市都道府県教育委員会）

	度数	全報告数に対する パーセント	ネットトラブルの報告に 対するパーセント
1. クリック詐欺（不正請求）	8	17.0	25.8
2. 出会い系サイトへの書き込み	13	27.7	41.9
3. 掲示板等による誹謗・中傷	23	48.9	74.2
4. 掲示板によるトラブル予告	7	14.9	22.6
5. なりすましメール	12	25.5	38.7
6. チェーンメール	11	23.4	35.5
7. 自殺誘因サイト	2	4.3	6.5
8. 学校裏サイトなどへの書き込み	13	27.7	41.9
9. 写真、動画サイト	12	25.5	38.7
10. インターネット・オークション	7	14.9	22.6
11. その他	1	2.1	3.2

表一27B ネットトラブルの内容について（小・中学校、市町村教育委員会）

	度数	全報告数に対する パーセント	ネットトラブルの報告に 対するパーセント
1. クリック詐欺（不正請求）	26	4.4	14.1
2. 出会い系サイトへの書き込み	59	10.0	31.9
3. 掲示板等による誹謗・中傷	119	20.1	64.3
4. 掲示板によるトラブル予告	9	1.5	4.9
5. なりすましメール	42	7.1	22.7
6. チェーンメール	116	19.6	62.7
7. 自殺誘因サイト	1	.2	.5
8. 学校裏サイトなどへの書き込み	52	8.8	28.1
9. 写真、動画サイト	19	3.2	10.3
10. インターネット・オークション	6	1.0	3.2
11. その他	8	1.4	4.3

表－２８Ｂ ネットトラブルの加害者にたいする対処について

(小・中学校)

	度数	全回答数に対する パーセント	ネットトラブルの報告に 対するパーセント
1. 個別指導	122	20.6	65.9
2. 生徒及び保護者への指導	135	22.8	73.0
3. カウンセリング担当者等	47	8.0	25.4
4. 警察に相談	42	7.1	22.7
5. 医療機関、相談機関の紹介	8	1.4	4.3
6. 加害者が特定できなかった	37	6.3	20.0
7. 学校の自主判断にまかせた	40	6.8	21.6
8. その他	15	2.5	8.1

表－２９Ｂ ネットトラブルの被害者にたいする対処について

(小・中学校)

	度数	全回答数に対する パーセント	ネットトラブルの報告に 対するパーセント
1. 生徒に対する個別指導（ケア）	143	24.2	77.3
2. 生徒・保護者に対する指導（ケア）	152	25.7	82.2
3. カウンセリング担当者等	86	14.6	46.5
4. 警察に相談するよう助言	57	9.6	30.8
5. 生徒と警察に同行して相談	11	1.9	5.9
6. 医療機関、相談機関を紹介	20	3.4	10.8
7. 学校の自主的判断	44	7.4	23.8
8. その他	9	1.5	4.9

Ｑ２３（Ｑ１６） こうした「ネットいじめ」や「ネットトラブル」問題について、貴教育委員会としては、所管の小中学校（高等学校）に対してどのような指導をされましたか。当てはまるもの３つまでに○をつけてください。

- ① 外部講師を招き、非行防止教室等の講演会を実施した
- ② 各学校の指導者（管理職、生徒指導主任、学年主任、情報担当者等）を集めて指導を行った
- ③ 携帯電話やインターネットの問題行動の防止に関する校内研修を実施すること
- ④ 通知等や学校独自のリーフレットを配布することなどを指導した
- ⑤ PTA総会や地区別懇談会等の際に、保護者の協力を依頼すること
- ⑥ PTAだより、学年通信、学校便り等で注意を喚起すること
- ⑦ HR等で指導すること
- ⑧ 対応はしなかった
- ⑨ その他（)

(高等学校、指定都市都道府県教育委員会)

	度数	全回答数に対する パーセント
1. 外部講師による講演会	21	44.7
2. 学校指導者に対する指導	30	63.8
3. 校内研修	13	27.7
4. 学校独自のリーフレット	25	53.2
5. 保護者の協力を依頼	14	29.8
6. 学校便り等で注意喚起	9	19.1
7. LHR、学級活動等で指導	8	17.0
8. 対処はしなかった	1	2.1
9. その他	2	4.3

(小・中学校)

	度数	全回答数に対する パーセント
1. 外部講師による講演会	188	31.8
2. 学校指導者に対する指導	235	39.8
3. 校内研修	180	30.5
4. 学校独自のリーフレット	170	28.8
5. 保護者の協力を依頼	190	32.1
6. 学校便り等で注意喚起	211	35.7
7. LHR、学級活動等で指導	193	32.7
8. 対処はしなかった	39	6.6
9. その他	30	5.1

Q24 (Q17) こうした「ネットいじめ」や「ネットトラブル」を防止するには、一般的に、どんなことが効果的だと思いますか。次の①～⑭の中から、主に当てはまるもの5つまでに○をつけてください。

- ①（警察の相談所などのような）問題を相談できる窓口がネット上にあること
- ② いじめを行う相手を特定できるようにすること
- ③ システムで中傷する言葉を書けなくすること
- ④ 匿名をなくし、誰が書き込んだか明らかにすること
- ⑤（ネットパトロールなどのような）問題を注意する人がネット上にいること
- ⑥ 携帯電話やパソコンの利用を禁止すること
- ⑦ 友人や知人が相談や注意をしてくれること
- ⑧ 学校の先生が相談や注意をしてくれること
- ⑨ 保護者が相談や注意をしてくれること
- ⑩ 携帯電話やネットの使用法について、授業の中でさらに詳しく学習すること
- ⑪ 法規制等を整備すること
- ⑫ 携帯電話会社やサイト開設業者等の業界が自主的に規制を行うこと
- ⑬ 有効な防止策はないと思う
- ⑭ その他（ ）

表－３１Ａ ネットいじめ・トラブル問題の防止策について

(高等学校、指定都市都道府県教育委員会)

	度数	全回答数に対する パーセント
1. ネット上に相談窓口	16	34.0
2. 相手を特定	17	36.2
3. 中傷書けなくする	9	19.1
4. 匿名をなくす	21	44.7
5. ネットパトロール	19	40.4
6. 携帯電話・パソコンの禁止	0	.0
7. 友人・知人が相談・注意	7	14.9
8. 学校の先生が相談・注意	13	27.7
9. 保護者が相談・注意	23	48.9
10. 授業の中で詳しく学習	21	44.7
11. 法規制等の整備	34	72.3
12. 業界の自主規制	29	61.7
13. 有効な防止策はない	2	4.3
14. その他	0	.0

表－３１Ｂ ネットいじめ・トラブル問題の防止策について

(小・中学校)

	度数	全回答数に対する パーセント
1. ネット上に相談窓口	190	32.1
2. 相手を特定	254	43.0
3. 中傷書けなくする	161	27.2
4. 匿名をなくす	297	50.3
5. サイバーパトロール	223	37.7
6. 携帯電話・パソコンの禁止	36	6.1
7. 友人・知人が相談・注意	99	16.8
8. 学校の先生が相談・注意	115	19.5
9. 保護者が相談・注意	220	37.2
10. 授業の中で詳しく学習	262	44.3
11. 法規制等の整備	321	54.3
12. 業界の自主規制	360	60.9
13. 有効な防止策はない	27	4.6
14. その他	15	2.5

4. 現在及び今後の取り組みについて

＊この項目は、すべて政令都市・都道府県教育委員会に対する質問項目である。

通称「青少年ネット規制法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）」が平成21年4月に施行されたとしても、携帯電話がインターネットに接続可能な状態では、青少年は有害情報に接触し、「ネットトラブル」や「ネットいじめ」、そして各種の犯罪に巻き込まれる可能性は強く残るものと考えられます。そして、2月に報告された文科省の調査によれば、小学6年生で25%、中学2年生で40%、高校2年生で96%が携帯電話を所持していることが判明しました。

(Q18) こうした状況のなかで、貴教育委員会としては、今後どのような側面に力を注がれようと考えておられますか。現在実施している点も含めて各項目ごとに回答ください。

a)～l)までの項目については、すべて、次の4つの選択肢から1つを選んでいただいた。

1. 実施している
2. 計画中である
3. 必要性は認めるが計画はない
4. 計画はない

これらの結果を、「実施している」と「計画中」とを合わせたものをまとめると以下の表のようになる。

この表からは、a)～e)、及びg)は90%を越えていること、f)もほぼ90%に達していることがわかる。

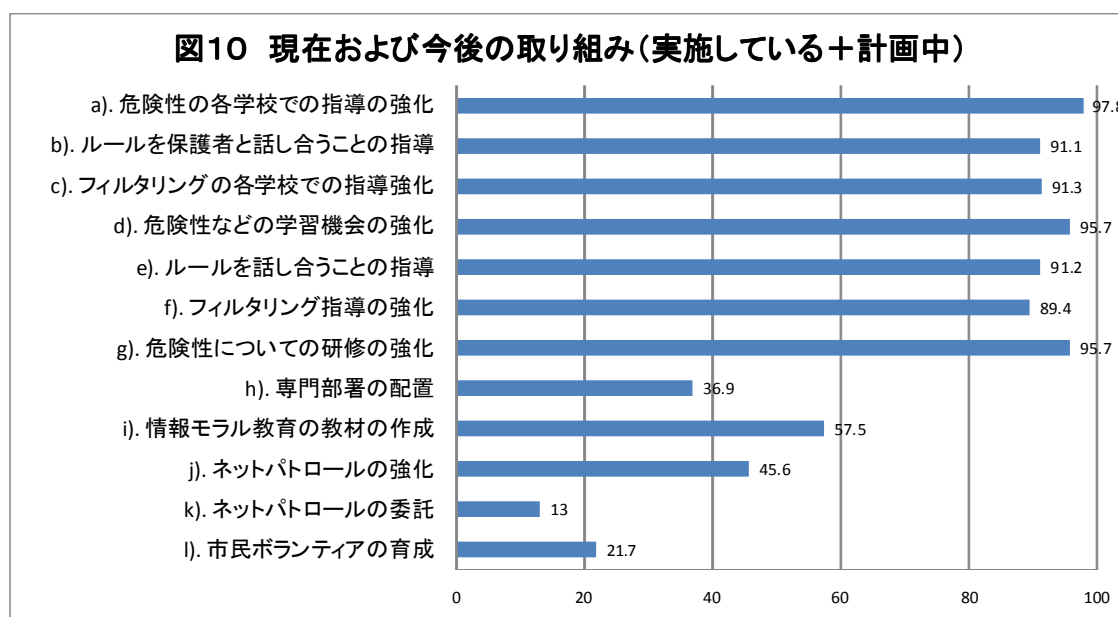
これに対して、k)の「ネットパトロールの専門業者への委託」は、調査時点では実施しているのは皆無で、計画中が13%となっていることが特徴的である。

おそらく、情報化の進展は今後ますます急激に加速していくことから、h)の「情報モラル教育のための専門部署の配置」や、l)の「ネットトラブルなどへ対応できる市民ボランティアの育成」などは、喫緊の課題であろう。

なお、これを図示すると図10のようになる。

「実施している」＋「計画中」を合わせた表

	計	実施している	計画中
＜児童生徒向け＞			
a) 携帯電話の危険性の各学校での指導の強化	97.8	87.2	10.6
b) 携帯電話の使用のルールを保護者と話し合うことの指導	91.1	77.8	13.3
c) フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化	91.3	80.4	10.9
＜保護者向け＞			
d) 携帯電話の危険性などの学習機会の強化	95.7	84.8	10.9
e) 携帯電話の使用のルールを児童生徒と話し合うことの指導	91.2	75.6	15.6
f) フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化	89.4	78.8	10.6
＜教員に対して、他＞			
g) 携帯電話の危険性についての研修の強化	95.7	78.3	17.4
h) 情報モラル教育のための専門部署の配置	36.9	32.6	4.3
i) 情報モラル指導のための教材の作成	57.5	44.7	12.8
j) 教職員によるネットパトロール(監視)の強化	45.6	30.4	15.2
k) ネットパトロール(監視)の専門業者への委託	13	0	13
l) ネットトラブルなどへの対応できる市民ボランティアの育成	21.7	4.3	17.4



＜各項目への回答状況＞

〈児童・生徒に対して〉

a) 携帯電話の危険性や注意点などについての各学校での指導の強化

表－３２ 携帯電話の危険性や注意点などの指導の強化（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	41	87.2	87.2
2. 計画中である	5	10.6	10.6
3. 必要性を認めるが計画はない	1	2.1	2.1
4. 計画はない	0	.0	.0
合計	47	100.0	100.0

b) 保護者とよく話し合って携帯電話の使用のルールを決めること

表－３３ 携帯電話の使用のルールを決めること（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	35	74.5	77.8
2. 計画中である	6	12.8	13.3
3. 必要性を認めるが計画はない	4	8.5	8.9
4. 計画はない	0	.0	.0
合計	45	95.7	100.0
無回答	2	4.3	
合計	47	100.0	

c) フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化

表－３４ フィルタリングの必要性についての指導の強化（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	37	78.7	80.4
2. 計画中である	5	10.6	10.9
3. 必要性を認めるが計画はない	4	8.5	8.7
4. 計画はない	0	.0	.0
合計	46	97.9	100.0
無回答	1	2.1	
合計	47	100.0	

d) 学校を通して携帯電話の危険性や注意点などについての学習機会の強化

表－３５ 携帯電話の危険性や注意点などについての学習機会の強化

（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	39	83.0	84.8
2. 計画中である	5	10.6	10.9
3. 必要性を認めるが計画はない	2	4.3	4.3
4. 計画はない	0	.0	.0
合計	46	97.9	100.0
無回答	1	2.1	
合計	47	100.0	

e) 児童生徒とよく話し合っ携帯電話の使用のルールを決めること

表－３６ よく話あってルールをきめること（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	34	72.3	75.6
2. 計画中である	7	14.9	15.6
3. 必要性を認めるが計画はない	4	8.5	8.9
4. 計画はない	0	.0	.0
合計	45	95.7	100.0
無回答	2	4.3	
合計	47	100.0	

f) 携帯電話へのフィルタリングの必要性についての指導の強化

表－３７ 携帯電話へのフィルタリングの必要性についての指導の強化

（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	37	78.7	78.7
2. 計画中である	5	10.6	10.6
3. 必要性を認めるが計画はない	5	10.6	10.6
4. 計画はない	0	.0	.0
合計	47	100.0	100.0

〈教員に対して〉

g) 携帯電話の危険性や注意点などについての研修機会の強化

表－３８ 携帯電話の危険性や注意点などについての研修機会の強化

(指定都市都道府県教委)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	36	76.6	78.3
2. 計画中である	8	17.0	17.4
3. 必要性を認めるが計画はない	2	4.3	4.3
4. 計画はない	0	.0	.0
合計	46	97.9	100.0
無回答	1	2.1	
合計	47	100.0	

h) 学校や教育委員会に情報モラル教育の専門部署を配置すること

表－３９ 学校や教育委員会に情報モラル教育の専門部署を配置すること

(指定都市都道府県教委)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	15	31.9	32.6
2. 計画中である	2	4.3	4.3
3. 必要性を認めるが計画はない	22	46.8	47.8
4. 計画はない	7	14.9	15.2
合計	46	97.9	100.0
無回答	1	2.1	
合計	47	100.0	

i) 情報モラル指導のための児童生徒用教材を作成すること

表－４０ 情報モラル指導のための児童生徒用教材を作成すること

(指定都市都道府県教委)

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	21	44.7	44.7
2. 計画中である	6	12.8	12.8
3. 必要性を認めるが計画はない	15	31.9	31.9
4. 計画はない	5	10.6	10.6
合計	47	100.0	100.0

〈ネットパトロールや市民ボランティアなどについて〉

- j)「ネットいじめ」や「ネットトラブル」を阻止するために教職員によるネットパトロール（監視）の強化

表－４１Ａ ネットパトロール（監視）の強化（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	14	29.8	30.4
2. 計画中である	7	14.9	15.2
3. 必要性を認めるが計画はない	15	31.9	32.6
4. 計画はない	10	21.3	21.7
合計	46	97.9	100.0
無回答	1	2.1	
合計	47	100.0	

- k)「ネットいじめ」や「ネットトラブル」を阻止するために専門業者へのネットパトロール（監視）の委託の推進

表－４２ 専門業者へのネットパトロール（監視）の委託の推進

（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	0	.0	.0
2. 計画中である	6	12.8	13.0
3. 必要性を認めるが計画はない	23	48.9	50.0
4. 計画はない	17	36.2	37.0
合計	46	97.9	100.0
無回答	1	2.1	
合計	47	100.0	

- l)「ネットいじめ」や「ネットトラブル」などに対応できるような市民ボランティアの育成制度などの構築

表－４３ 「ネットトラブル」などに対応できるような市民ボランティアの育成

（指定都市都道府県教委）

	度数	パーセント	有効パーセント
1. 実施している	2	4.3	4.3
2. 計画中である	8	17.0	17.4
3. 必要性を認めるが計画はない	23	48.9	50.0
4. 計画はない	13	27.7	28.3
無回答	1	2.1	
合計	47	100.0	

Ⅳ まとめと提言

1) 文科省の指針について

文科省の提示した指針は、青少年と携帯電話問題への一つのステップに過ぎず、「学校で使用を禁止」しても問題の解決には至らない。「家庭の責任」の明確化、「ネットに接続できない機器」の普及、そして、一定年齢までは「ケータイ電話を使用させない」ことも考える必要があるが、今後ますます「ネット問題への取組」が重要になってくる、などという認識が伺える。

2) 教育委員会独自の指導方針について

(1) 各学校用指導方針とその内容について

<指導方針の作成状況>

- ・小学校用の指導方針の作成状況は、「すでに作成」と「目下、作成中」を合わせたものは指定都市都道府県教委で 68.8%、市町村教委で 48.4%でやや隔たりが見られる。
- ・中学校用の指導方針でも、指定都市都道府県教委では 71.1%、市町村教委では 48.4%であり、小学校の場合と同様の傾向を示している。

<指導方針の内容>

- ・児童生徒の学校での携帯電話の使用を認めるかどうかについては、小学校児童に対しては「所持も使用も認めない」が、指定都市都道府県教委では 43.8%であるのに対して、市町村教委では 71.8%とかなり高くなっている。
- ・中学校生徒に対しては、指定都市都道府県教委で 45.5 %、市町村教委で 72.7%となっていて、市町村教委の方が小・中学校とも 70 %を越えていることが特徴的である。
- ・高等学校では、「所持も使用も認めない」は 8.3 %ともっとも低くなり、「所持は認めるが、使用を制限する」が 36.1%（指定都市都道府県教委）となっている。

(2) 児童生徒の携帯問題についての実態調査について

- ・指定都市都道府県教委で 85.1%、「実施予定」が 6.4%で、実施する方向としては 90%を越えている。
- ・市町村教委では「すでに実施済み」は 53.6%、「実施予定」が 10.1%で、合わせて 60 %超となっている。

(3) 各学校への指導状況について

- ・指定都市都道府県教委で「徹底できている」が 34.1%、「ほぼ徹底できている」が 56.8%で、合わせて 90.9 %が「徹底できている」
- ・市町村教委では、それぞれ 37.3%、43.3%（対小学校）、33.1%、45.5%（対中学校）となり、それぞれ 10 ポイントほど低くなっている。

3) 情報モラル教育について

(1) 情報モラル教育において重点をおいていること

- ・「携帯電話の影の部分の指導に関する情報モラル教育」が指定都市都道府県教委（89.4%）、市町村教委（86.5%）とも 80 %を越えている。
- ・第 2 位はともに、「家庭における携帯電話利用のルール作成」で、それぞれ、63.8 %、71.2%となっている。
- ・3 位は、指定都市都道府県教委では「家庭におけるフィルタリングサービスの徹底」が 59.6%、第 4 位は、「匿名性や個人情報保護の問題など、生徒指導の徹底」で 57.4%、第 5 位は、「校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立」で 46.8%となっている。
- ・市町村教委では、第 3 位が「校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立」で 56.2%、ついで「家庭におけるフィルタリングサービスの徹底」が 47.2%、「匿名性や個人情報保護の問題など、生徒指導の徹底」で 45.0%となっている。
- ・市町村教育委員会のみに対する設問であるが、「モラル教育の促進のために工夫している」こととしては、「外部の専門家による講演会、研修会を開いた」が 51.5%、「教育委員会関係者が、直接学校に出向いて教職員に説明した」が 16.4%となっている。
- ・「保護者への情報モラル等の啓発」については、61.2%が実施したと回答しており、実施予定を含めると 70%を越える。
- ・これらから、指定都市都道府県教育委員会と市町村教育委員会とに情報モラル教育の重点の置き方には差がないことがわかる。

(2) 学校裏サイトの認識状況

- ・各学校の「学校裏サイト」を「把握している」というのは、高等学校関係では、46.8%、小・中学校関係では 29.6%となっている。
- ・「学校裏サイト」が確認された学校数は、回答された教育委員会が所管する高等学校 929 校のうち、567 校で 61.0%となっている。
- ・中学校 1387 校のうち 429 校（30.9%）、小学校 2386 校のうち 122 校（5.1%）となっている。
- ・以上から、「学校裏サイト」は、高等学校で半数以上が開設されているといえよう。

(3) ネットいじめについて

- ・高等学校において「ネットいじめ」があったという報告を受けた教育委員会は、回答された 47 指定都市・都道府県教育委員会中 43 教育委員会で、91.5%にものぼっている。
- ・これに対して、591 市町村教育委員会では約半数の 48.4%である。
- ・「ネットいじめ」があったことがどこから報告されたかという情報源に関しては、市町村教育委員会にのみお聞きしたが、第 1 位が「被害者の学校の教職員」（70.3%）でもっとも多く、次いで、「被害を受けた本人」（44.4%）、「被害者の保護者」（39.2%）となっている。
- ・ネットいじめに用いられた手段（ネット機能）は、「高等学校」で第 1 位は「プロフ」で 55.8 %、第 2 位は、「学校裏サイト」で 46.5%、次いで「ブログ」の 44.2%となっている。
- ・「小・中学校」でも第 1 位は、プロフで 37.1%、第 2 位は「ブログ」の 35.0%、第 3 位

は「学校裏サイト」となっている。

- ・このように高等学校の方がネットいじめがあったという報告の割合も高く、学年進行とともにネットいじめの率が高くなっていることがわかる。
- ・ネットいじめが発生した場合、被害者と加害者に対する対処のあり方が重要となるが、「加害者」を特定できないケースは、14.0%であった。
- ・学校として「加害者」に対処した内容は、「個別指導」が 61.9%、「生徒及び保護者への指導」が 72.0%で圧倒的に多い。
- ・「被害者」に対する対処では、「生徒及び保護者への指導(ケア)」が 75.5%で、ついで「個別指導(ケア)」が 67.5%となっている。さらに、特徴的なことは、「カウンセリング担当者等」の対処が 44.4 %、「警察に相談するよう助言」が 23.1%となっていて、被害者となった児童生徒の心理を考慮した対応がとられていることが特徴といえよう。

(4) ネットトラブルについて

- ・平成 19 年度以降に携帯電話やパソコンを使ったチェーンメールや出会い系サイト等へのアクセス、ネットオークションなどによるさまざまなトラブルの発生の報告は、「高等学校」では、66.0%であるのに対し、「小・中学校」ではその半分の 31.3%である。
- ・ネットトラブルの内容については、「高等学校」での第 1 位は、「掲示板等による誹謗・中傷」で 74.2 %、次いで、「出会い系サイトへの書き込み」と「学校裏サイトなどへの書き込み」がともに 41.9%であった。
- ・「小・中学校」でも第 1 位は、「掲示板等による誹謗・中傷」で 64.3 %、次いで「チェーンメール」が 64.3%、「出会い系サイトへの書き込み」(31.9%)となっている。
- ・「小・中学校」では、この他、「学校裏サイトなどへの書き込み」が 28.1%、「なりすましメール」(22.7%)などが目立っているが、「高等学校」では、20 %を越えるネットトラブルは、「なりすましメール」「写真動画サイト」がともに 38.7%で、以下「チェーンメール」(35.5 %)、クリック詐欺 (25.8 %)、「掲示板によるトラブル予告」(22.6%)、「インターネット・オークション」(22.6%)と 6 項目に及んでいることが特徴的である。
- ・ネットトラブルの加害者、被害者のそれぞれに対する学校関係者の対処のあり方は、「加害者」に対するものでもっとも多いのが、「生徒及び保護者への指導」で 73.0%である。
- ・同時に「被害者」に対しても「生徒及び保護者への指導(ケア)」が、82.2%である。
- ・こうしたネットトラブル問題への対処について、各学校への指導内容については、「高等学校」に対する主なものは、「学校指導者に対する指導」(63.8%)、「学校独自のリーフレット」の作成 (53.2%)、「外部講師による講演会」の開催 (44.7%)となっている。
- ・これに対して「小・中学校」に対しては、「学校指導者に対する指導」(39.8%)が第 1 位であるが、用意した選択肢 8 項目のうち、「対処はしなかった」(6.6%)以外は、すべて 30%前後を示していた。
- ・これらから各学校はあらゆる機会を利用して指導を助言していることが伺い知れる。

(5) ネットいじめ・ネットトラブル防止対策について

- ・「携帯電話・パソコンの使用禁止」は、指定都市都道府県教委では、皆無であり、市町村教委では、6.1%であったことがもっとも特徴的なことである。
- ・同時に、指定都市都道府県教委の第 1 位が「法規制等の整備」(72.3%)、次いで「業界の自主規制」(61.7%)であり、市町村教育委員会の第 1 位は「業界の自主規制」(60.9%)、「法規制等の整備」(54.3%)であり、ともに、法規制の不備と業界の問題を第一に指摘していることがわかる。

4) 現在及び今後の取り組みについて

a) ～ l) の 12 項目についてお聞きしたが、「実施した」と「計画中」を合わせた結果についてまとめる。

- a) 携帯電話の使用の危険性の各学校での指導の強化 (97.8)
- b) 携帯電話の使用のルールを保護者と話し合うことの指導 (91.1)
- c) フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化 (91.3)
- d) 携帯電話の危険性などの学習機会の強化 (95.7)
- e) 携帯電話の使用のルールを児童生徒と話し合うことの指導 (91.2)
- f) フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化 (89.4)
- g) 携帯電話の危険性についての研修の強化 (95.7)
- h) 情報モラル教育のための専門部署の配置 (36.9)
- i) 情報モラル指導のための教材の作成 (57.5)
- j) 教職員によるネットパトロール(監視)の強化 (45.6)
- k) ネットパトロール(監視)の専門業者への委託 (13.0)
- l) ネットトラブルなどへの対応できる市民ボランティアの育成 (21.7)

- ・ a) から e)、及び g) は 90 % を超えており、f) もほぼ 90 % に達している。
- ・ これに対して、k) の「ネットパトロールの専門業者への委託」は、調査時点では実施しているのは皆無で、計画中が 13 % となっている。
- ・ おそらく、情報化の進展は今後ますます急激に加速していくことから、h) の「情報モラル教育のための専門部署の配置」や、l) の「ネットトラブルなどへ対応できる市民ボランティアの育成」などは、喫緊の課題であろう。

私たちは、先に、青少年の携帯電話等の使用問題は、まさに、国民的課題となっているとの認識を示したところであるが、この教育委員会調査によってもそのことが裏付けられたことを実感している。

青少年の携帯使用問題の基本は、その責任論から言えば家庭にそして保護者にあることは自明であり、学校での使用を禁止してもその効果はあまり期待できないことは自明である。一切の「携帯電話・パソコンの使用禁止」は、指定都市都道府県教委では、皆無であり、市町村教委では、6.1%であったことが物語っているように、児童生徒の発達に応じた使用方法の指導、そして、「使用内容の制限」ということを改めて考える必要があろう。

指定都市都道府県教委の第 1 位が「法規制等の整備」、次いで「業界の自主規制」であり、市町村教育委員会の第 1 位は「業界の自主規制」、「法規制等の整備」であり、ともに、法規制の不備と業界の問題を重要なポイントとして指摘しているが、これは当然の要請であろう。

現在、携帯電話にフィルタ（リング）をかけることが法制化されたが、これも保護者の認識とか児童生徒の要求によって、容易に解除できる仕組みとなっているし、フィルタ（リング）される方法の「ホワイトリスト方式」と「ブラックリスト方式」とがあるが、そのリストの作成そのものに基本的な欠陥があることから、IT に長けた児童生徒なら容易にそ

の「規制」を越えて自由にインターネットの世界でネットサーフィンをすることが可能な現状である。

また、携帯電話のみならず、各種のゲーム機器からも同様のことが可能であること、そして、自宅のコンピュータからもっと自由にインターネットに接続することが可能であること、等々の現実からすれば、これらの諸機器の使用法・制限等についても十分対策を練る必要があろう。

教育委員会や各学校では、「現在及び今後の取り組み」について指摘されているように、「携帯電話の危険性の各学校での指導の強化」、「携帯電話の使用のルールを保護者と話し合うことの指導」、「携帯電話の使用のルールを児童生徒と話し合うことの指導」、「フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化」、「携帯電話の危険性などの学習機会の強化」、「携帯電話の危険性についての研修の強化」などについては、ほぼすべての学校でなんらかの形で実施されている。

そして、今後急がれる課題は、情報化の進展とともに問題も複雑多岐化することは自明なことから児童生徒のみならず保護者を対象とした「情報モラル指導のための教材の作成」とその啓蒙であり、次いで、各教育委員会や学校に「情報モラル教育のための専門部署を配置」するであろう。

しかし、現実に行進する「ネットいじめ・トラブル」にどのように対処するかということについては、学校の「教職員によるネットパトロール(監視)の強化」や「ネットパトロール(監視)の専門業者への委託」も必要と考えられるが、これらの対策では、携帯電話等の使用内容の問題点の発見につながるものの、根本的な対策とはならないであろうことが危惧される。

対策の要点として、携帯電話はもはや「電話」でなくインターネット接続コンピュータとなっていることに注目する必要がある。むしろ、ゲーム機器も全く同じである。

これらの機器からインターネットに接続できる状態を私たちは「モバイル・インターネット」と呼ぶが、こうした状態は、現実世界で陰に陽に展開されるあらゆる「悪徳商売(悪徳商法、詐欺)」、「犯罪・被害(売春、恐喝)」や「有害・危険なサイト(自殺誘因、薬物、出会い系サイト、ワイセツ(ポルノ)サイト)」などの世界へ無防備な青少年を容易に送り込むことになっているということ、つまり、未熟な経験、思考、判断力の状態のまま、いわば、無防備に、直接、児童・生徒を悪徳な大人たちの世界に放り出すことと同じ状態を作りだしているということを肝に銘じる必要がある。

そして、もっと重要なことは、携帯電話をもつ側の児童生徒の心理をも十分に理解する必要があるということである。

小学校高学年から中学・高校生の次期は、いわゆる「思春期」と呼ばれる「疾風怒濤の時代」でもあるのである。すでに下田博次氏はこの時期の児童生徒にとっての携帯電話を「思春期メディア」と形容し、この時期の青少年の心理にフィットしたメディアであることを指摘しているが、まさに、思春期とは第1に、「身体的変化が著しい時期」、第2に「心理的变化が著しい時期」なのである。

まさに、歴史が生み出した青年期の心理は、1) 自立心の成長(保護者からの自立)、2) 他者と自己の比較が厳しくなり、3) 友人とのつきあいを優先し、4) 異性に関心が深まり、5) 自己主張が強くなる反面、社会的経験が未熟であり、6) 受験勉強等のスト

レスが強い時期、7) 大人になるための準備期、等という特徴をしめしているのである、こうした時期に、親や保護者を越え(知れずに)、他者とコンタクトをとれる機器、そして、深く知りたい異性の情報にもだれにも知られずに接することができる機器、その上、あらゆる情報を即座に教えてくれる便利な機器、買い物もメールもいつでもどこでも人に知れずにできる便利な機器なのである。

一度手にしたら、二度と手放すことはしないというのが青少年の携帯電話である。

このように問題を捉え直してみると、ことはそう単純ではないこと、しかも、現在、携帯電話を使用し始める時期がますます早まってきているという事実、そのことによって膨大な利益をあげている携帯電話会社やコンテンツ業者の思惑、等々から、「携帯電話の使用禁止」はもはや現実的に困難な状態といえるだろう。

であるとすれば、課題は「携帯電話の使用の制限」ということになるであろう。しかも、児童生徒の心理的発達段階を十分に考慮することが前提であることは論を待たないであろう。

すでに述べたように、フィルタをかけることが法的に義務づけられたが、現実には、いろいろな問題が生じる。ここではその詳細については触れないが、もっとも望ましい方向について考えておきたい。

- 1) 携帯電話の使用制限を18歳まで段階的に行うことが必要であろう。
- 2) その方法は、まず、フィタリング方式の「ホワイトリスト方式」を用い、年齢段階に応じて、アクセスできる範囲を拡大していくこと。
- 3) ホワイトリスト方式の内容選定には、一部の業者に任せるのではなく、国民的第3者組織を作ってその作業を行うこと。
- 4) 青少年の安全な生活が脅かされている現実の諸問題の解明と同時に、青少年への「生きるための安全リスク教育」を行い、地域ごとに「子どもを見まもるための組織」をできるだけ小さい規模地域に組織すること。その際の中核となる、「ネットいじめ・トラブル」などに対応できる市民ボランティアの育成を強化すること。
- 5) 「青少年を社会が守り育てる」という基本的姿勢の確認のもとに、保護者・教育界・学者／研究者・社会の関連組織などの連携を強化していくこと。

さらにもう一点だけ付け加えるとすれば、「いずれ使うのだから、早い内から携帯電話やインターネットに慣れておくことが必要」という議論についてである。

この考え方は全くの暴論であるといえよう。「いずれ飲むのだから子どもの内からアルコールに慣れておけ」、とか、「小学生に自動車を運転させよ」、などの議論がいかにおかしなものかすぐ分かることである。

無防備のネット使用がもたらすリスクと、青少年の発達段階とのバランスを見誤ると、取り返しのつかないことになるであろう。

以上。

青少年の携帯電話等の利用問題に関する 全国市町村教育委員会調査

平成 21 年 3 月

群馬大学社会情報学部

* 教育委員会名をお書き下さい〔回収状況の確認のためです〕。

() 教育委員会

＜基本的方針について＞

1 月 3 0 日発表「学校への携帯電話持ち込み」に関する文科省指針（概要）

- (1) 小学校及び中学校
- 1 小学校・中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止に
 - 2 保護者からの申請などの例外も認められるが、校内使用禁止、登校の際に預かるなどで教育活動に支障がないように配慮すること

Q1 上記の携帯電話の「学校への持ち込み原則禁止／校内使用禁止」という措置についてどうお考えですか。各項目ごとにあてはまるところに○をおつけください。

	そう 思う	そや う 思 う	そや う 思 わ ない	そ う 思 わ ない
a) 「携帯電話問題」は、基本的に家庭に責任があるので、学校での措置としては妥当である……………	1	2	3	4
b) この指針どおりにすれば、学校における児童生徒の「携帯電話問題」は、基本的に解決できる……………	1	2	3	4
c) この指針によって、「学校への持ち込み禁止」を保護者に説明するのが容易になった……………	1	2	3	4
d) 「携帯電話等利用問題」は、基本的にインターネット接続に伴って生じている問題だから、学校で使用禁止の措置をとっても、あまり効果がない……………	1	2	3	4
e) 今回の指針をきっかけとして、モバイルゲームやブログ、プロフなどインターネットへの接続問題に取り組んでいくことが必要である……………	1	2	3	4
f) 児童生徒に携帯電話を持たせるなら、インターネットに接続できないショートメールと電話機能に限定した機器を持たせるべきである……………	1	2	3	4
g) 真に児童生徒を「携帯電話等利用問題」から守るには、児童生徒に携帯電話を持たせないことである……………	1	2	3	4

＜「携帯電話等利用問題」での教育委員会への期待＞

先の文科省の通知には、下記のように「所管の学校に指導を徹底すること」とあります。

(3) 教育委員会
各教育委員会は、小学校・中学校及び高等学校に関する基本的指導方針を定めて学校に示すなど、所管の学校に対する指導を徹底すること。

*以下の質問については、貴教育委員会所管の小・中学校関係に限定してお答えください。

Q2 小学校用の指導方針について

- ① すでに作成してある ⇒ Q 3 へ
 ② 目下、作成中である ⇒ Q 3 へ
 ③ 各学校の自主性にまかせてあるので作るつもりはない ⇒ Q 4 へ
 ④ その他() ⇒ Q 4 へ

Q3 小学校に対する指導方針の基本的内容は、次のどれに当てはまりますか。

- ① 学校内での所持も使用も一切認めない
- ② 学校内での所持は認めるが、学校内での使用については一切認めない
- ③ 学校内での所持は認めるが、使用については制限する
- ④ 各学校の自主性にまかせる
- ⑤ その他（ ）

Q4 中学校用の指導方針について

- ① すでに作成してある ⇒ Q5へ
 ② 目下、作成中である ⇒ Q5へ
 ③ 各学校の自主性にまかせてあるので作るつもりはない ⇒ Q6へ
 ④ その他() ⇒ Q6へ

Q5 中学校に対する指導方針の基本的内容は、次のどれに当てはまりますか

- ① 学校内での所持も使用も一切認めない
- ② 学校内での所持は認めるが、学校内での使用については一切認めない
- ③ 学校内での所持は認めるが、使用については制限する
- ④ 各学校の自主性にまかせる
- ⑤ その他（

Q6 貴教育委員会独自に児童生徒の携帯電話使用等の実態調査を実施されましたか。
当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 既に実施済みである――＞対象（ ア、小学校 イ、中学校 ）
 ② 実施予定である ――＞対象（ ア、小学校 イ、中学校 ）
 ③ 実施する予定はない

Q10 「携帯電話等利用問題」に関して「情報モラル教育」の促進という点では、貴教育委員会としては所管の小・中学校に対してどのような工夫をされていますか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

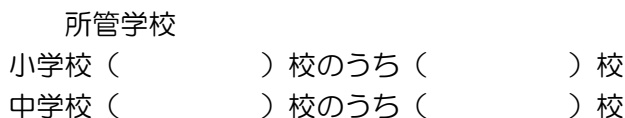
- ① 外部から専門家を招いて講演会や研修会を開いた
- ② 教育委員会関係者が、直接学校に出向いて教職員に説明した
- ③ 教育委員会関係者が、直接学校に出向いて児童生徒に話をした
- ④ 教育委員会関係者が、直接学校に出向いて保護者にも指導した
- ⑤ その他（ ）

Q11 貴教育委員会所管の小・中学校の児童生徒保護者への情報モラル等の啓発について、実施していますか。当てはまるもの○をつけてください。

- ① 実施している ー＞対象 (ア 小学校 イ 中学校)
② 実施予定である ー＞対象 (ア 小学校 イ 中学校)
② 実施していない

Q12 貴教育委員会所管の小・中学校に関する学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）は存在しているでしょうか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 把握している _____
② 聞いたことはあるが確認していない _____
③ 把握していない _____



<ネット上のいじめについて>

Q13 平成19年度以降、携帯電話やパソコンを使ったメールや電子掲示板、ブログ、プロフなどに悪口を書き込まれたり、嫌がらせをするなどの問題行動等（いわゆる「ネットいじめ」。以下「ネットいじめ」）が、貴教育委員会の所管の小・中学校において発生したという報告を受けことがありますか。

- ① いいえ → 18以降を回答してください
② はい → 14以降を回答してください

Q14 その「ネットいじめ」は、どこからの情報でわかりましたか。当てはまるものにいくつでも〇をつけてください(複数の報告を受けた場合は当てはまるものすべてを選んで下さい)。

- ① 被害を受けた本人
- ② 被害を受けた本人の保護者
- ③ 被害を受けた本人の友人
- ④ 匿名の電話やメール
- ⑤ 被害を受けた生徒の学校の教職員
- ⑥ 被害を受けた学校以外の他校の教職員
- ⑦ 警察等関係機関
- ⑧ その他（ ）

Q15 その「ネットいじめ」は、次のどのようなネット機能で行われていましたか。
当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ① 学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）
- ② 写真付きメール
- ③ チェーンメール
- ④ 上記以外のeメール
- ⑤ （いわゆる「学校裏サイト」以外の）一般の電子掲示板
- ⑥ 動画投稿サイト
- ⑦ （「モバゲータウン」のような）ゲームのサイト
- ⑧ プロフ
- ⑨ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑩ ブログ
- ⑪ 上記以外の一般的なホームページ
- ⑫ その他（

Q16 その「ネットいじめ」の加害者の生徒に対する所管の当該学校の対処について、貴教育委員会としてはどのような指導をされましたか。当てはまるものにいくつでも〇をつけてください。

- ① 生徒に対する個別指導を行うこと
- ② 生徒及び保護者に対する指導を行うこと
- ③ 校内の教育相談担当等（カウンセリング担当）からの指導を行うこと
- ④ 警察に相談すること
- ⑤ 医療機関、相談機関を紹介すること
- ⑥ 加害者が特定できなかったので指導しようがなかった
- ⑦ 学校の自主的判断にまかせた
- ⑧ その他（

Q17 その「ネットいじめ」の被害者の生徒に対する所管の当該学校の対処について、貴教育委員会としてはどのような指導をされましたか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ① 生徒に対する個別指導（ケア）を行うこと
- ② 生徒及び保護者に対する指導（ケア）を行うこと
- ③ 校内の教育相談担当（カウンセリング担当）からの指導（ケア）を行うこと
- ④ 警察に相談するよう助言すること
- ⑤ 生徒と警察に同行して相談すること
- ⑤ 医療機関、相談機関を紹介すること
- ⑦ 学校の自主的判断にまかせた
- ⑧ その他（ ）

＜ネット上の違法・有害情報について＞

Q18 平成19年度以降、携帯電話やパソコンを使ったチェーンメールを回したり、出会い系サイト等へのアクセスによるインターネット上の問題行動等（いわゆる「ネットトラブル」。以下「ネットトラブル」）が、貴教育委員会の所管の小・中学校で発生したという報告を受けたことがありますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ① いいえ → 23以降を回答してください
② はい → 19以降を回答してください

Q19 その「ネットトラブル」は、どこからの情報でわかりましたか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください(複数の報告を受けた場合は当てはまるものすべてを選んで下さい)。

- ① 被害を受けた本人
- ② 被害を受けた本人の保護者
- ② 被害を受けた本人の友人
- ④ 匿名の電話やメール
- ③ 被害を受けた生徒の学校の教職員
- ⑥ 被害を受けた学校以外の他校の教職員
- ⑦ 警察等関係機関
- ⑧ その他（ ）

Q20 その「ネットトラブル」とは、次のうちどんなものでしたか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ① クリック詐欺（不正請求）に関するもの
- ② 出会い系サイトへの書き込みに関するもの
- ③ 掲示板等による誹謗・中傷の書き込みに関するもの
- ④ 掲示板によるトラブル予告に関するもの
- ⑤ なりすましメールに関するもの
- ⑥ チェーンメールに関するもの
- ⑦ 自殺誘引サイトに関するもの
- ⑧ 学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）への書き込みに関するもの
- ⑨ 写真、動画サイトに関するもの
- ⑩ インターネット・オークションなどの取引に関するもの
- ⑪ その他（ ）

Q21 その「ネットトラブル」の加害者の生徒に対する所管の当該学校の対処について、貴教育委員会としてはどのような指導をされましたか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ① 生徒に対する個別指導を行うこと
- ② 生徒及び保護者に対する指導を行うこと
- ③ 校内の教育相談担当等（カウンセリング担当）からの指導を行うこと
- ④ 警察に相談すること
- ⑤ 医療機関、相談機関を紹介すること
- ⑥ 加害者が特定できなかったので指導しようがなかった
- ⑦ 学校校の自主的判断にまかせた
- ⑧ その他（ ）

Q22 その「ネットトラブル」の被害者の生徒に対する所管の当該学校の対処について、貴教育委員会としてはどのような指導をされましたか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ① 生徒に対する個別指導（ケア）を行うこと
- ② 生徒及び保護者に対する指導（ケア）を行うこと
- ③ 校内の教育相談担当（カウンセリング担当）からの指導（ケア）を行うこと
- ④ 警察に相談するよう助言すること
- ⑤ 生徒と警察に同行して相談すること
- ⑥ 医療機関、相談機関を紹介すること
- ⑦ 学校の自主的判断にまかせた
- ⑧ その他（ ）

Q23 こうした「ネットいじめ」や「ネットトラブル」問題について、貴教育委員会としては、所管学校に対してどのような指導をされましたか。当てはまるもの3つまでに○をつけてください。

- ① 外部講師を招き、非行防止教室等の講演会を実施した
- ② 各学校の指導者（管理職、生徒指導主任、学年主任、情報担当者等）を集めて指導を行った
- ③ 携帯電話やインターネットの問題行動の防止に関する校内研修を実施すること
- ④ 通知等や学校独自のリーフレットを配布することなどを指導した
- ⑤ PTA総会や地区別懇談会等の際に、保護者の協力を依頼すること
- ⑥ PTAだより、学年通信、学校便り等で注意を喚起すること
- ⑦ 道徳の時間、LHR、学級活動等で指導すること
- ⑧ 対応はしなかった
- ⑨ その他（ ）

Q24 こうした「ネットいじめ」や「ネットトラブル」を防止するには、一般的に、
 どんなことが効果的だと思いますか。次の①～⑭の中から、主に当てはまるもの5つ
 までに○をつけてください。

- ①（警察の相談所などのような）問題を相談できる窓口がネット上にあること
- ② いじめを行う相手を特定できるようにすること
- ③ システムで中傷する言葉を書けなくすること
- ④ 匿名をなくし、誰が書き込んだか明らかにすること
- ⑤（サイバーパトロールなどのような）問題を注意する人がネット上にいること
- ⑥ 携帯電話やパソコンの利用を禁止すること
- ⑦ 友人や知人が相談や注意をしてくれること
- ⑧ 学校の先生が相談や注意をしてくれること
- ⑨ 保護者が相談や注意をしてくれること
- ⑩ 携帯電話やネットの使用法について、授業の中でさらに詳しく学習すること
- ⑪ 法規制等を整備すること
- ⑫ 携帯電話会社やサイト開設業者等の業界が自主的に規制を行うこと
- ⑬ 有効な防止策はないと思う
- ⑭ その他（

以上で終了です。御協力ありがとうございました。

*本調査の結果は、5月頃までにまとめ、本学部のホームページにアップいたしますが、ご希望があれば、貴教育委員会宛メールでお送りしたいと思いますので、ご希望の場合には、以下にメールアドレスをお書きください。

MAILTO ;

青少年の携帯電話等の利用問題に関する 全国指定都市・都道府県教育委員会調査

平成 21 年 3 月
群馬大学社会情報学部

* 教育委員会名をお書き下さい〔回収状況の確認のためです〕。
() 教育委員会

＜基本の方針について＞

1 月 3 0 日発表「学校への携帯電話持ち込み」に関する文科省指針（概要）

- | |
|---|
| (1) 小学校及び中学校 |
| 1 小学校・中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止に |
| 2 保護者からの申請などの例外も認められるが、校内使用禁止
登校の際に預かるなどで教育活動に支障がないように配慮すること |
| (2) 高等学校 |
| 1 校内における使用の一律禁止など校内での使用の禁止 |
| 2 学校、地域の実態を踏まえて、学校への持ち込み禁止を |

Q1 上記の携帯電話の「学校への持ち込み原則禁止／校内使用禁止」という措置についてどうお考えですか。各項目ごとに当てはまるところに○をおつけください。

	そう 思う	そ う や う	そ う や う 思 わ ない	そ う 思 わ ない
a) 「携帯電話問題」は、基本的に家庭に責任があるので、 学校での措置としては妥当である……………	1	2	3	4
b) この指針どおりにすれば、学校における児童生徒の 「携帯電話問題」は、基本的に解決できる……………	1	2	3	4
c) この指針によって、「学校への持ち込み禁止」を保護者 に説明するのが容易になった……………	1	2	3	4
d) 「携帯電話等利用問題」は、基本的にインターネット 接続に伴って生じている問題だから、学校で使用禁止の 措置をとっても、あまり効果がない……………	1	2	3	4
e) 今回の指針をきっかけとして、モバイルゲームやブログ、 プロフなどインターネットへの接続問題に取り組んでい くことが必要である……………	1	2	3	4
f) 児童生徒に携帯電話を持たせるなら、ショートメールと 電話機能に限定したインターネットに接続できない機器 を持たせるべきである……………	1	2	3	4
g) 真に児童生徒を「携帯電話等利用問題」から守るには、 児童生徒に携帯電話を持たせないことである……………	1	2	3	4

携帯電話についての所持や使用等についての貴教育委員会独自の指導方針を作成されましたか。小学校・中学校・高等学校のそれぞれについてお答えください。

① すでに作成してある ==> Q 3 へ
② 目下、作成中である ==> Q 3 へ
③ 各学校の自主性にまかせてあるので作るつもりはない ==> Q 4 へ
④ その他() ==> Q 4 へ

- ① 学校内での所持も使用も一切認めない
- ② 学校内での所持は認めるが、学校内での使用については一切認めない
- ③ 学校内での所持は認めるが、使用については制限する
- ④ 各学校の自主性にまかせる
- ⑤ その他（ ）

① すでに作成してある ==> Q5へ
 ② 目下、作成中である ==> Q5へ
 ③ 各学校の自主性にまかせてあるので作るつもりはない ==> Q6へ
 ④ その他() ==> Q6へ

- ① 学校内での所持も使用も一切認めない
- ② 学校内での所持は認めるが、学校内での使用については一切認めない
- ③ 学校内での所持は認めるが、使用については制限する
- ④ 各学校の自主性にまかせる
- ⑤ その他（

① すでに作成してある ==> Q7へ
 ② 目下、作成中である ==> Q7へ
 ③ 各学校の自主性にまかせてあるので作るつもりはない ==> Q8へ
 ④ その他() ==> Q8へ

- ① 学校内での所持も使用も一切認めない
- ② 学校内での所持は認めるが、学校内での使用については一切認めない
- ③ 学校内での所持は認めるが、使用については制限する
- ④ 各学校の自主性にまかせる
- ⑤ その他（ ）

**Q8 貴教育委員会独自に児童生徒の携帯電話使用等の実態調査を実施されましたか。
当てはまるものに○をつけてください。**

- ① 既に実施済みである――>対象（ ア、小学校 イ、中学校 ウ、高等学校 ）
 ② 実施予定である ――>対象（ ア、小学校 イ、中学校 ウ、高等学校 ）
 ③ 実施する予定はない 　　==>理由をお書きください ↓

理由：

Q9 携帯電話の所持や使用等についての貴教育委員会の各学校への指導状況は、次のどれに当たりますか。当てはまるものに○をつけてください。

- ① 徹底できている
 ② ほぼ徹底できている
 ③ なかなか徹底できない ==>理由をお書きください
 ④ 徹底するのは困難である ==>理由をお書きください
 ⑤ 各学校がすでに方針を作成している
 るので徹底する必要はない

理由：

<情報モラル教育について>

Q10 貴教育委員会所管の学校に対する、携帯電話やパソコン等を使ったメールやインターネット上の問題行動等（電子掲示板、ブログ、プロフなどに悪口を書き込まれたり、嫌がらせをするなどや出会い系サイト等へのアクセスによるトラブルなど）の指導に、とくに重点をおかれている点はどのようなものですか。次の①～⑬の中から、当てはまるもの5つまでに○をつけてください。

- ① 校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立について
 ② ネット上での生徒のふるまい方の把握方法について
 ③ 情報モラル教育（とくに携帯電話の「影の部分」の指導）について
 ④ 教員のネット利用に関する技術的な理解の向上（誹謗中傷等の削除方法の難しさ、プロバイダ・サイト管理者の仕組み、携帯電話の操作等）について
 ⑤ 匿名性や個人情報保護の問題など、生徒への指導の仕方について
 ⑥ 匿名性や個人情報保護の問題など、家庭への指導の仕方について
 ⑦ 相談・連携可能な学校外の機関について
 ⑧ 法的知識について（犯罪か犯罪でないかの区別等）
 ⑨ 学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）などのネットパトロールの実施について
 ⑩ 使いやすい教材・マニュアルについて
 ⑪ 家庭における携帯電話等利用のルール作成について
 ⑫ 家庭におけフィルタリングサービスの徹底について
 ⑬ その他（

Q11 貴教育委員会所管の高等学校に関する学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）は存在しているでしょうか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 把握している _____
② 聞いたことはあるが確認していない
③ 把握していない

所管学校
高等学校（ ）校のうち（ ）校

<ネット上のいじめについて>

Q12 平成19年度以降、携帯電話やパソコンを使ったメールや電子掲示板、ブログ、プロフなどに悪口を書き込まれたり、嫌がらせをするなどの問題行動等（いわゆる「ネットいじめ」）。以下「ネットいじめ」が、貴教育委員会所管の高等学校において発生したという報告を受けことがありますか。

- ① いいえ → 14以降を回答してください
② はい → 13以降を回答してください

Q13 その「ネットいじめ」は、次のどのようなネット機能で行われていましたか。
当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ① 学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）
- ② 写真付きメール
- ③ チェーンメール
- ④ 上記以外のeメール
- ⑤ （いわゆる「学校裏サイト」以外の）一般の電子掲示板
- ⑥ 動画投稿サイト
- ⑦ （「モバゲータウン」のような）ゲームのサイト
- ⑧ プロフ
- ⑨ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑩ ブログ
- ⑪ 上記以外の一般的なホームページ
- ⑫ その他（ ）

＜ネット上の違法・有害情報について＞

Q14 平成19年度以降、携帯電話やパソコンを使ったチェーンメールを回したり、出会い系サイト等へのアクセスによるインターネット上の問題行動等（いわゆる「ネットトラブル」。以下「ネットトラブル」）が、貴教育委員会の所管の高等学校で発生したという報告を受けたことがありますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ① いいえ → Q 1 6以降を回答してください
② はい → Q 1 5以降を回答してください

Q15 「そのネットトラブル」とは、次のうちどんなものでしたか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ① クリック詐欺（不正請求）に関するもの
- ② 出会い系サイトへの書き込みに関するもの
- ③ 掲示板等による誹謗・中傷の書き込みに関するもの
- ④ 掲示板によるトラブル予告に関するもの
- ⑤ なりすましメールに関するもの
- ⑥ チェーンメールに関するもの
- ⑦ 自殺誘引サイトに関するもの
- ⑧ 学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）への書き込みに関するもの
- ⑨ 写真、動画サイトに関するもの
- ⑩ インターネット・オークションなどの取引に関するもの
- ⑪ その他（ ）

Q16 こうした「ネットいじめ」や「ネットトラブル」問題について、貴教育委員会としては、所管の高等学校に対してどのような指導をされましたか。当てはまるもの3つまでに○をつけてください。

- ① 外部講師を招き、非行防止教室等の講演会を実施した
- ② 各学校の指導者（管理職、生徒指導主任、学年主任、情報担当者等）を集めて指導を行った
- ③ 携帯電話やインターネットの問題行動の防止に関する校内研修を実施すること
- ④ 通知等や学校独自のリーフレットを配布することなどを指導した
- ⑤ PTA総会や地区別懇談会等の際に、保護者の協力を依頼すること
- ⑥ PTAにより、学年通信、学校便り等で注意を喚起すること
- ⑦ HR等で指導すること
- ⑧ 対応はしなかった
- ⑨ その他（ ）

Q17 こうした「ネットいじめ」や「ネットトラブル」を防止するには、一般的に、
 どんなことが効果的だと思いますか。次の①～⑭の中から、主に当てはまるもの5つ
 までに○をつけてください。

- ① (警察の相談所などのような)問題を相談できる窓口がネット上にあること
- ② いじめを行う相手を特定できるようにすること
- ③ システムで中傷する言葉を書けなくすること
- ④ 匿名をなくし、誰が書き込んだか明らかにすること
- ⑤ (ネットパトロールなどのような)問題を注意する人がネット上にいること
- ⑥ 携帯電話やパソコンの利用を禁止すること
- ⑦ 友人や知人が相談や注意をしてくれること
- ⑧ 学校の先生が相談や注意をしてくれること
- ⑨ 保護者が相談や注意をしてくれること
- ⑩ 携帯電話やネットの使用法について、授業の中でさらに詳しく学習すること
- ⑪ 法規制等を整備すること
- ⑫ 携帯電話会社やサイト開設業者等の業界が自主的に規制を行うこと
- ⑬ 有効な防止策はないと思う
- ⑭ その他()

<現在及び今後の取り組みについて>

通称「青少年ネット規制法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）」が平成21年4月に施行されたとしても、携帯電話がインターネットに接続可能な状態では、青少年は有害情報に接触し、「ネットトラブル」や「ネットいじめ」、そして各種の犯罪に巻き込まれる可能性は強く残るものと考えられます。そして、2月に報告された文科省の調査によれば、小学6年生で25%、中学2年生で40%、高校2年生で96%が携帯電話を所持していることが判明しました。

Q18 こうした状況のなかで、貴教育委員会としては、今後どのような側面に力を注がれようと考えておられますか。現在実施している点も含めて各項目ごとにご回答ください。

	実施している	計画中である	必要性を認めるが計画はない	計画はない
<児童・生徒に対して>				
a) 携帯電話の危険性や注意点などについての各学校での指導の強化	1	2	3	4
b) 保護者とよく話し合っって携帯電話の使用のルールを決めること	1	2	3	4
c) フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化	1	2	3	4
<保護者に対して>				
d) 学校を通して携帯電話の危険性や注意点などについての学習機会の強化	1	2	3	4
e) 児童生徒とよく話し合っって携帯電話の使用のルールを決めること	1	2	3	4
f) 携帯電話へのフィルタリングの必要性についての指導の強化	1	2	3	4
<教員に対して>				
g) 携帯電話の危険性や注意点などについての研修機会の強化	1	2	3	4
h) 学校や教育委員会に情報モラル教育の専門部署を配置すること	1	2	3	4
i) 情報モラル指導のための児童生徒用教材を作成すること	1	2	3	4
<ネットパトロールや市民ボランティアなどについて>				
j) 「ネットいじめ」や「ネットトラブル」を阻止するために教職員によるネットパトロール（監視）の強化	1	2	3	4
k) 「ネットいじめ」や「ネットトラブル」を阻止するために専門業者へのネットパトロール（監視）の委託の推進	1	2	3	4
l) 「ネットいじめ」や「ネットトラブル」などに対応できるような市民ボランティアの育成制度などの構築	1	2	3	4

携帯電話・インターネット問題から青少年を守るためには、市民ボランティアの育成など、市民や市町村との共同のプロジェクトなどが重要だと思われますが、貴教育委員会独自に、もしくは他の部局、民間団体と共同で、すでに何らかの制度を立ち上げておられましたら、その名称や目的などを簡単にお教えてください。

因みに、群馬県は、県少子化対策・青少年課（教育委員会も協力）が中心となって携帯電話からのインターネットによる有害情報の現状、問題点、対策等をより多くの人に知ってもらうために、教師や保護者を対象とした「ネット社会に生きる子どもたちを有害情報から守る講習会」を、民間の「ぐんま子どもセーフネット活動委員会」の協力を得て開催しています。

※ 差し支えないようでしたら、上記の件についてさらに詳しいお話をお伺いしたいと思いますので、ご担当の方の連絡先をお書きいただければ幸いです。

()

以上で終了です。御協力ありがとうございました。

* 本調査の結果は、5月頃までにまとめ、本学部のホームページにアップいたしますが、ご希望があれば、貴教育委員会宛メールでお送りしたいと思いますので、以下にメールアドレスをお書きください。

MAILTO ; _____

2008年度～2009年度
群馬大学教育研究改革・改善プロジェクト

青少年の携帯電話等の利用等に 関する全国教育員会調査報告書

2009 年 10 月 1 日

編集 メディア環境と青少年問題研究プロジェクト
 黒須俊夫（社会情報学部教授）
 小竹裕人（社会情報学部准教授）
 伊藤賢一（社会情報学部准教授）

発行 群馬大学社会情報学部
 〒 371-8510 前橋市荒牧町四丁目 2 番地
 電話 0 2 7 - 2 2 0 - 7 4 0 3

印刷
